

第2期 佐伯市

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月



大分県 佐伯市

はじめに

「いつも子どもが まんなか」

～ 子どもの笑顔はさいきの元気、
すくすく育てさいきっ子 ～



近年、急速に進行する少子化は、社会全体に多くの影響を与え、子どもたちを取り巻く環境も、核家族化、コミュニティの希薄化や就労の多様化などにより、大きく変化しています。

こうした中、すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格施行されました。本市においても「第1期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「いつも子どもがまんなか」を基本理念として、子どもたちが心豊かにいきいき育つまちを目指し、子ども・子育て支援施策を進めて参りました。

「第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、第1期計画の評価・検証を行いながら、子育て家庭を対象としたニーズ調査結果等を反映させ、「幼児教育・保育の無償化」など新たな社会環境の変化も踏まえて、「佐伯市子ども・子育て会議」で議論を重ねてまいりました。

子どもは、地域をつなげ、未来をつないでいきます。第2期計画においても、「いつも子どもがまんなか」を引き続き基本理念とし、子どもたちの育ちと子育てを地域や社会全体で支える施策を積極的に推し進めていきます。

結びに（最後に）、本計画の策定にあたりまして、熱心に議論を重ねて頂いた「佐伯市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて貴重なご意見をいただきました市民ならびに関係機関の皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。

令和2年3月

佐伯市長 田中利明

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 計画の対象	4
5 計画の策定体系	4

第2章 子どもを取り巻く状況

1 佐伯市の子どもと子育てを取り巻く現状	5
2 アンケート調査等からみる子どもの状況	19
3 第1期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画評価	28
4 第2期計画に向けた課題	40

第3章 計画の基本理念、基本的な視点

1 基本理念	43
2 基本的な視点	44
3 施策体系	45

第4章 施策の展開

1 【施策の方向性1】 地域における子育て・子育ての支援	46
2 【施策の方向性2】 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	52
3 【施策の方向性3】 子育てを支援する生活環境の整備	54
4 【施策の方向性4】 職業生活と家庭生活との両立の推進等	56
5 【施策の方向性5】 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進	57
6 【施策の方向性6】 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	62

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定	66
2 人口推計	68
3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	69
4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	71
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	77
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	77

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理・評価方法	78
2 関係機関との連携強化	78

参考資料

資料1 佐伯市子ども・子育て会議条例	79
資料2 佐伯市子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）	81
資料3 用語解説	82

第1章 計画の概要

I 計画策定の背景と趣旨

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブームには約270万人、第2次ベビーブームは約200万人ありましたが、2017（平成29）年の出生数は、94万6,065人となり、1899（明治32）年の統計開始以来、最も少なくなっています。合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。

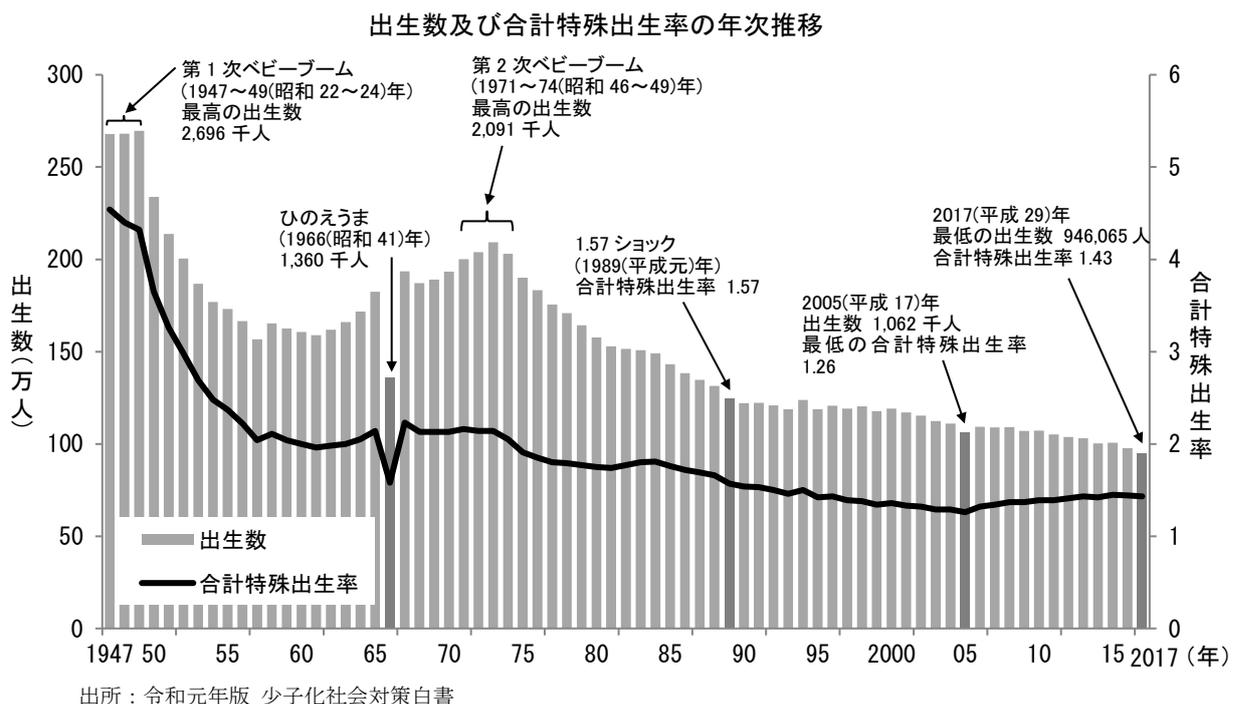
急速な少子化の進行や核家族化は、地域の間人関係の希薄化や、家庭や地域での子育て力が低下につながるといわれており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、2003（平成15）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、2015（平成27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

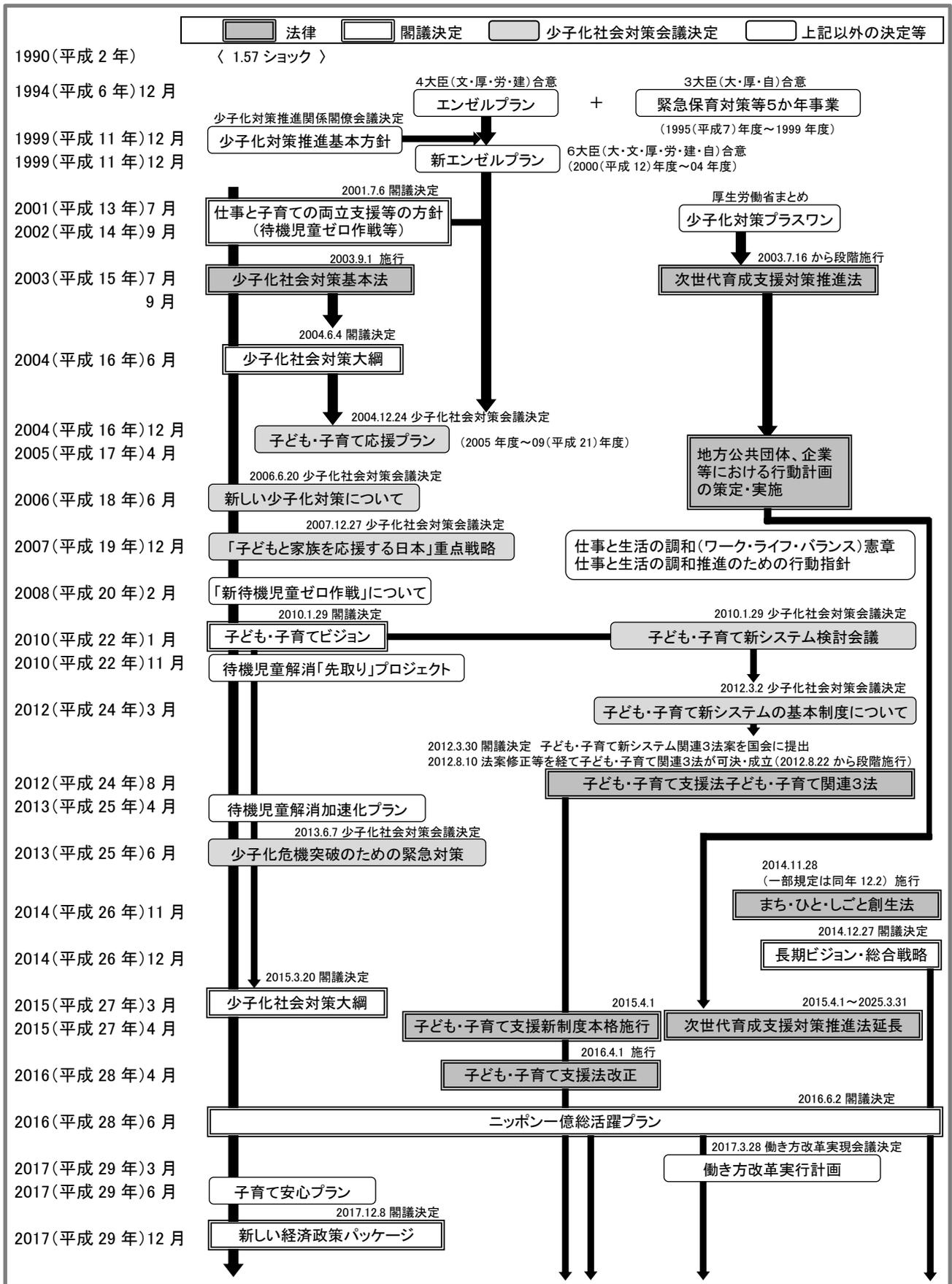
また、2017（平成29）年6月には「子育て安心プラン」を掲げ、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備や、2017（平成29）年12月の「新しい経済政策パッケージ」、2018（平成30）年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018」にて幼児教育・保育の無償化の方針が示され、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

本市は、2015（平成27）年3月に「佐伯市子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画）」を策定し、『「いつも子どもがまんなか」～子どもの笑顔はさいきの元気、すくすく育てさいきっ子～』を基本理念とし、子育て環境の整備に取り組んできました。

2019（令和元）年度に第1期計画の計画期間が終わることから、第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）を策定し、子どもたちが心豊かに生き生き育つまちづくりを推進して行きます。



これまでの少子化対策



資料：内閣府資料

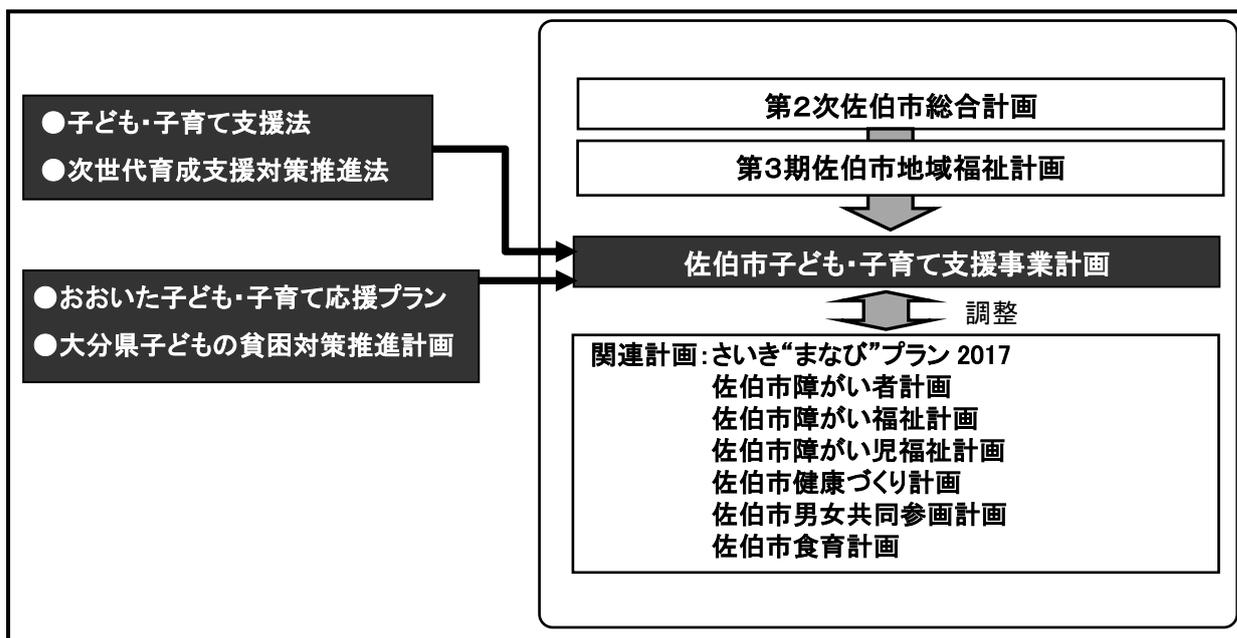
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」や地域福祉推進の基本的な方向性を定める「第3期佐伯市地域福祉計画」の子ども・子育てに関する分野別計画であり、その他「さいき“まなび”プラン2017」などの関連計画及び大分県の関連計画と整合性を図り策定するものです。

さらに、「大分県こどもの貧困対策推進計画」を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。

図表 計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年間を計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間年度2022（令和4）年度において、計画の点検を行い、必要な見直しを行うものとしています。



4 計画の対象

本計画(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画)における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい18歳までの児童を指します。

なお、子ども・子育て支援事業計画のうち、教育・保育の提供体制は0から5歳の子どもを対象とし、地域子ども・子育て支援事業は、0から11歳(一部)対象としています。

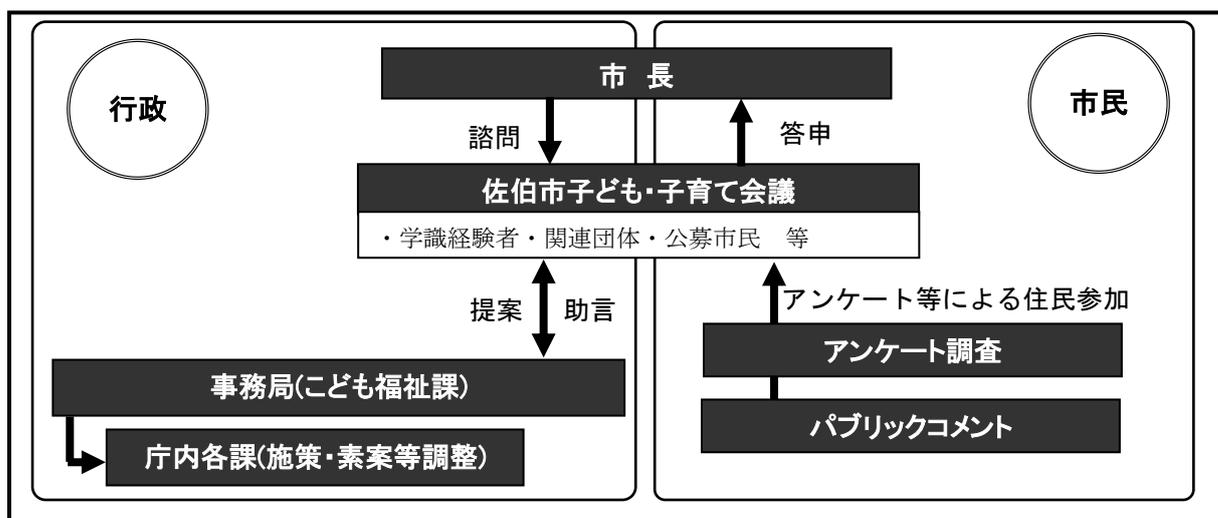
区分	0から5歳	6～11歳	12～18歳
子ども・子育て支援事業計画(全体)	←→	←→	←→
教育・保育の提供体制	←→		
地域子ども・子育て支援事業	←→	←→	
次世代育成支援対策行動計画	←→	←→	←→

5 計画の策定体系

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として、学識経験者や教育・保育関係団体の代表者、市民等で組織する「佐伯市子ども・子育て会議」において審議を行うとともに、市民意識調査、パブリックコメントを実施し、多くの意見を頂きました。

図表1 策定体制



(2) アンケート調査

第2期計画を策定するにあたり、市内に在住する就学前児童及び小学生の保護者を対象として、本市における子ども・子育ての現状や、教育・保育・子育て支援事業の利用状況や利用希望について把握することを目的としてニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案について、市民の方々から幅広く意見を募集するため、2020(令和2)年1月20日から2020(令和2)年2月20日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 子どもを取り巻く状況

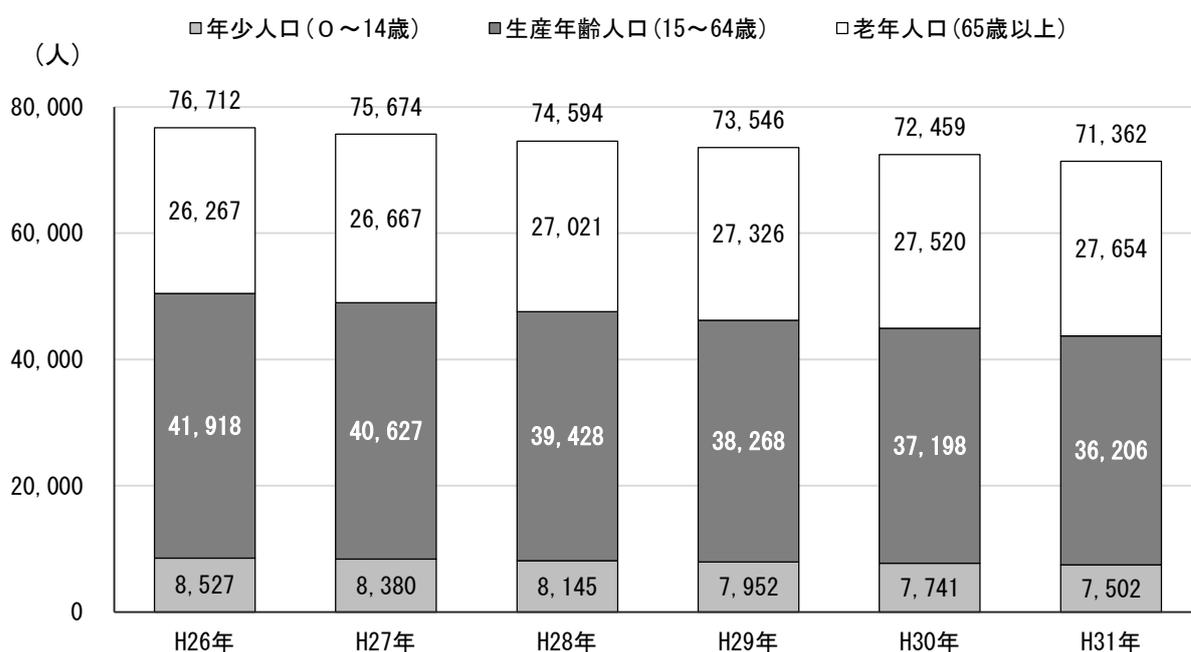
1 佐伯市の子どもと子育てを取り巻く現状

(1) 総人口の推移

佐伯市の総人口は2014（平成26）年の76,712人から2019（平成31）年には71,362人と5,350人減少しています。

総人口を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は、2014（平成26）年の8,527人から2019（平成31）年には7,502人と1,025人減少、生産年齢人口（15～64歳）は、2014（平成26）年の41,918人から2019（平成31）年には36,206人と5,712人減少、老年人口（65歳以上）は、2014（平成26）年の26,267人から2019（平成31）年には27,654人と1,387人増加しています。

総人口の推移（佐伯市）



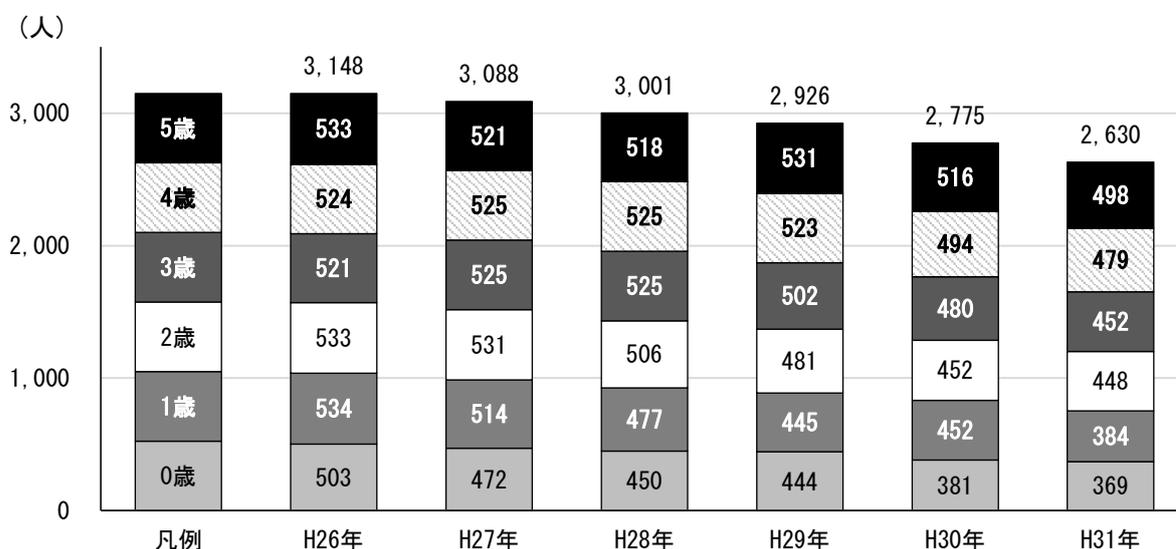
出所:佐伯市住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

① 就学前児童人口（0～5歳）

佐伯市の就学前児童人口は、2014（平成26）年の3,148人から2019（平成31）年には2,630人と、518人減少しています。

就学前児童人口の推移（佐伯市）

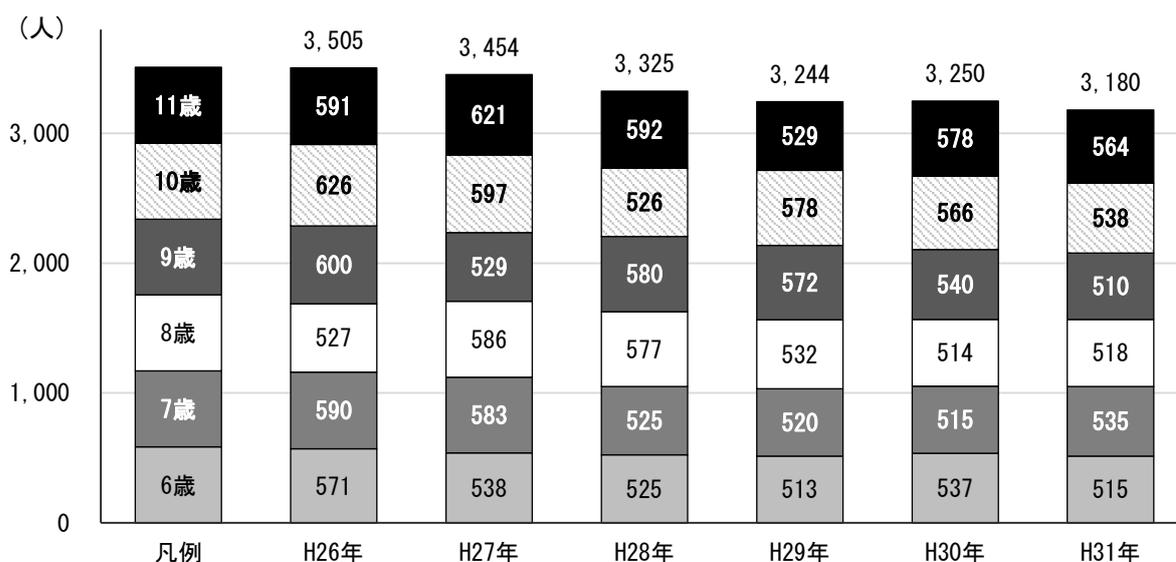


出所:佐伯市住民基本台帳（4月1日現在）

② 就学児童人口（6～11歳）

佐伯市の就学児童人口は、2014（平成26）年の3,505人から2019（平成31）年には3,180人と、325人減少しています。

就学児童人口の推移（佐伯市）



出所:佐伯市住民基本台帳（4月1日現在）

(3) 出生の動向

佐伯市の出生数は、2013（平成 25）年の 490 人から増減を繰り返しながら推移し、2017（平成 29）年には 401 人となっています。

同様に、出生率も 2013（平成 25）年の 6.6 から上下しつつ推移し、2017（平成 29）年には 5.7 となっており、国や県より低い水準となっています。

出生数・出生率の推移

（佐伯市）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	490	521	449	479	401
出生率(人/人口千人)	6.6	7.1	6.2	6.8	5.7

（大分県）

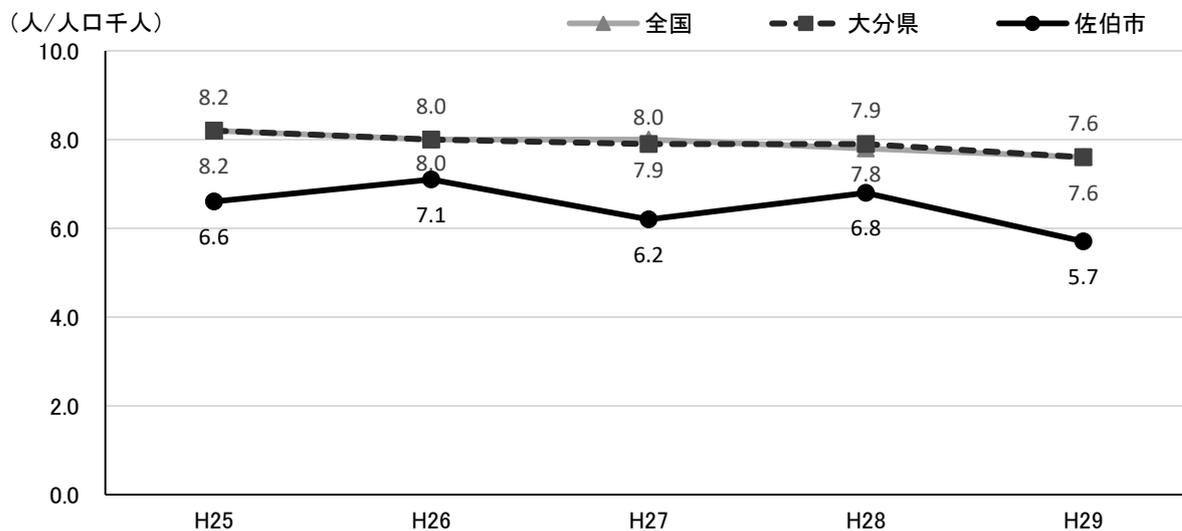
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	9,605	9,279	9,112	9,059	8,658
出生率(人/人口千人)	8.2	8.0	7.9	7.9	7.6

（全国）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065
出生率(人/人口千人)	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

出所：大分県人口動態総覧，厚生労働省人口動態統計

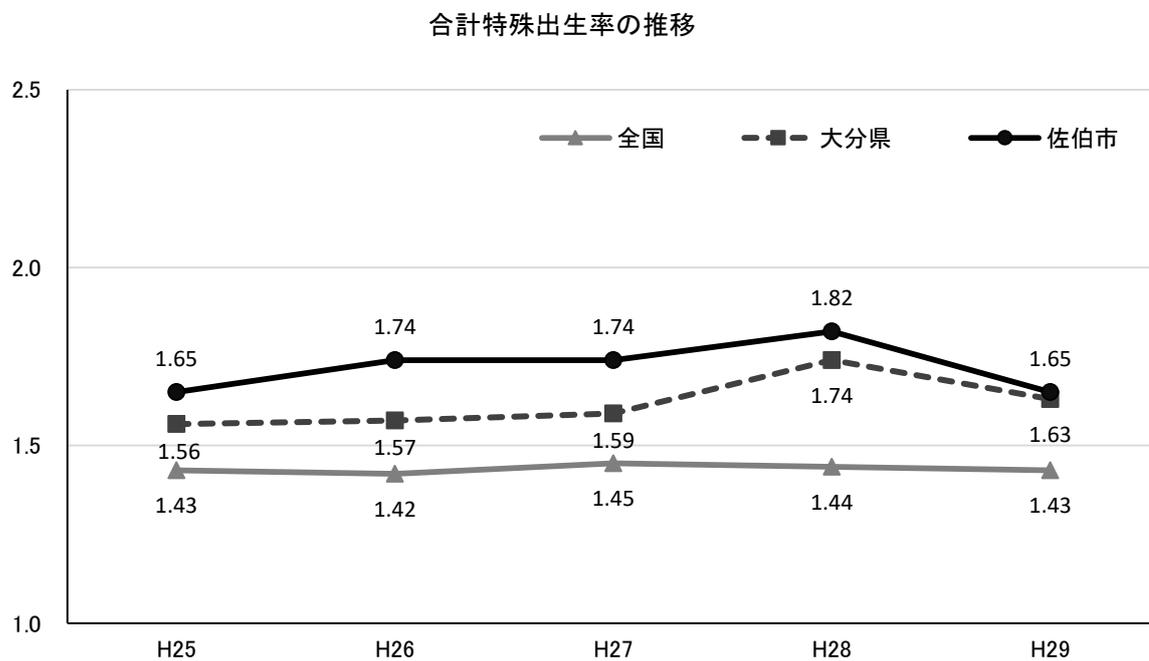
出生率の推移



出所：大分県人口動態総覧，厚生労働省人口動態統計

(4) 合計特殊出生率の推移

佐伯市の合計特殊出生率は、2013（平成25）年の1.65から横ばいに推移し、2017（平成29）年には1.65となっています。国や県より高い水準で推移しています。



出所：大分県人口動態総覧，厚生労働省人口動態統計

(5) 母親の年齢階級別出生割合

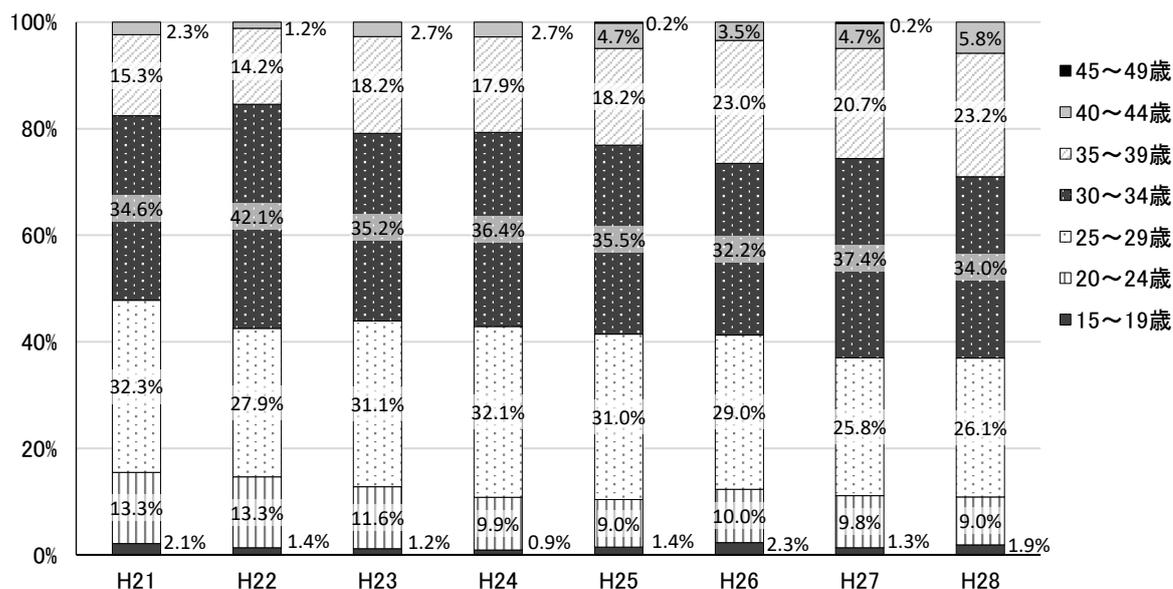
佐伯市の母親の年齢階級別出生割合の推移をみると、各年の出生数のうち、「25～29歳」と「30～34歳」の母親が出産する割合が高く、2016(平成28)年の25～34歳の割合は60.1%となっています。

母親の年齢階級別出生数の推移(佐伯市)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
出生数(全体)	517	513	517	546	490	521	449	479
～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19歳	11	7	6	5	7	12	6	9
20～24歳	69	68	60	54	44	52	44	43
25～29歳	167	143	161	175	152	151	116	125
30～34歳	179	216	182	199	174	168	168	163
35～39歳	79	73	94	98	89	120	93	111
40～44歳	12	6	14	15	23	18	21	28
45～49歳	0	0	0	0	1	0	1	0

出所:大分県公衆衛生年鑑

母親の年齢階級別出生割合の推移(佐伯市)



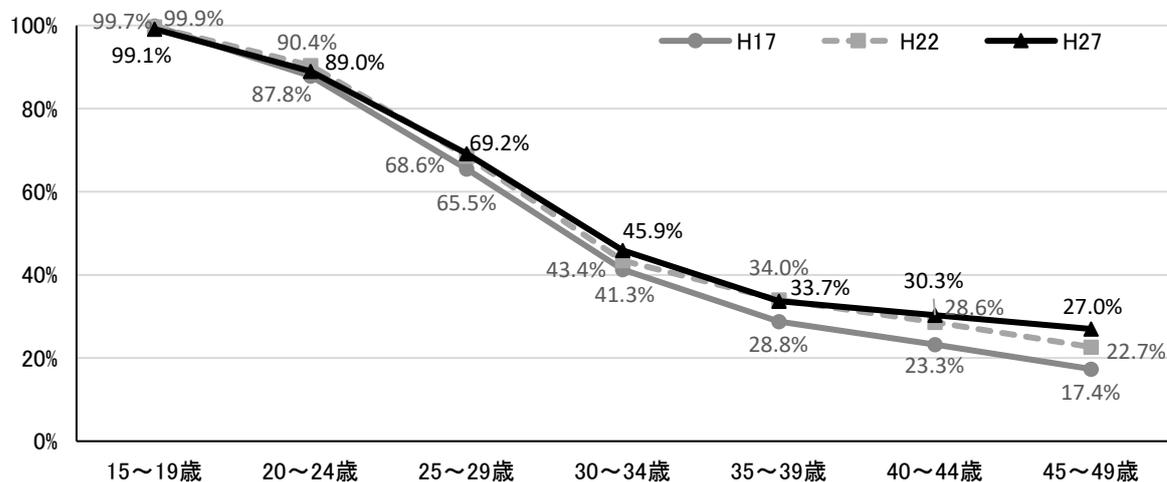
出所:大分県公衆衛生年鑑



(6) 未婚率の状況

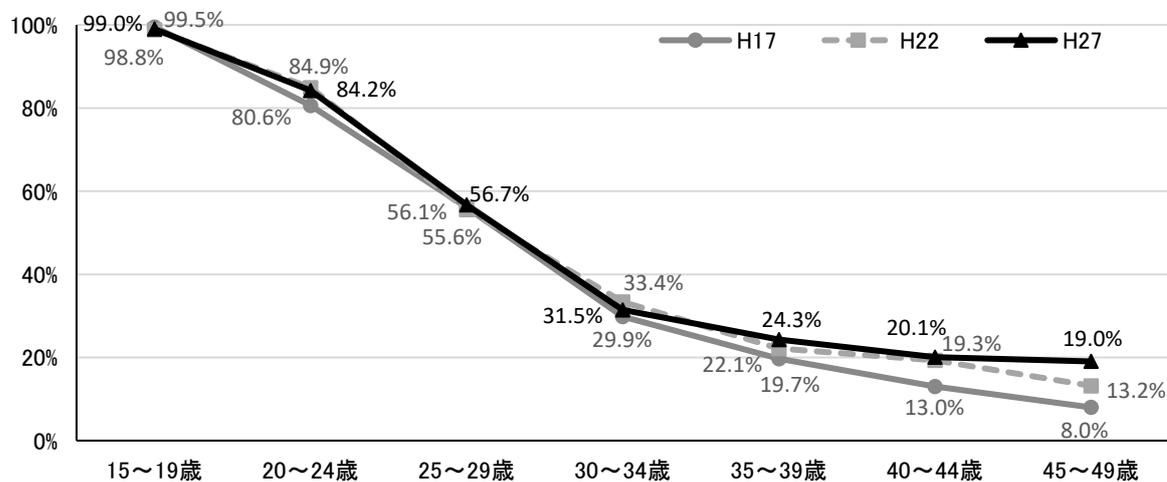
2015（平成 27）年の佐伯市の未婚率をみると、男性は「25～29 歳」で 69.2%、「30～34 歳」で 45.9%となっています。女性は「25～29 歳」で 56.7%、「30～34 歳」で 31.5%となっています。

男性の未婚率の状況（佐伯市）



出所：国勢調査

女性の未婚率の状況（佐伯市）

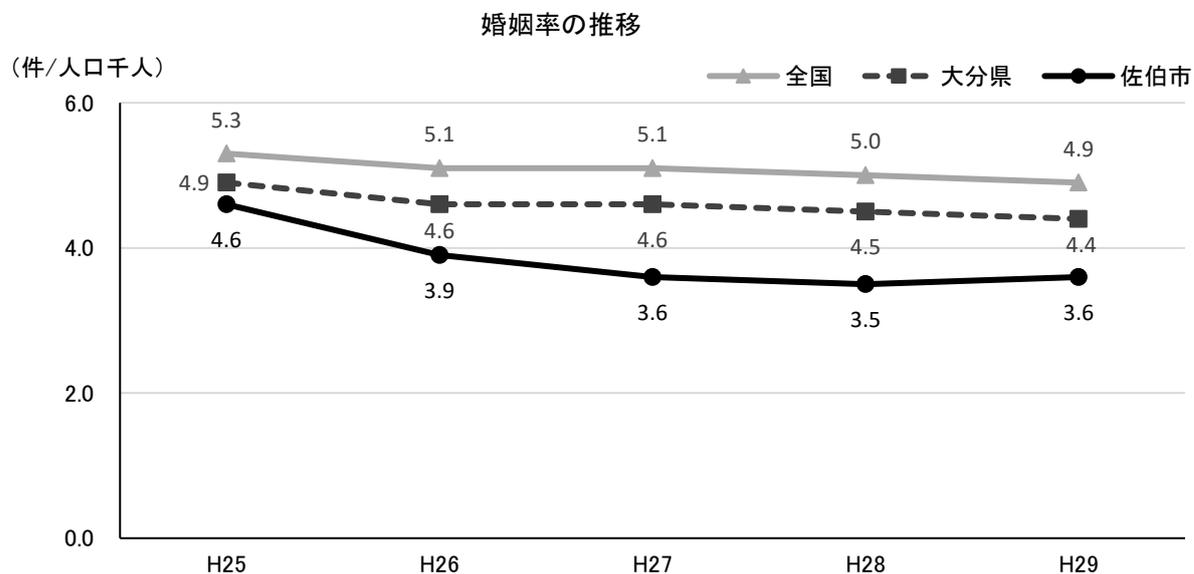


出所：国勢調査

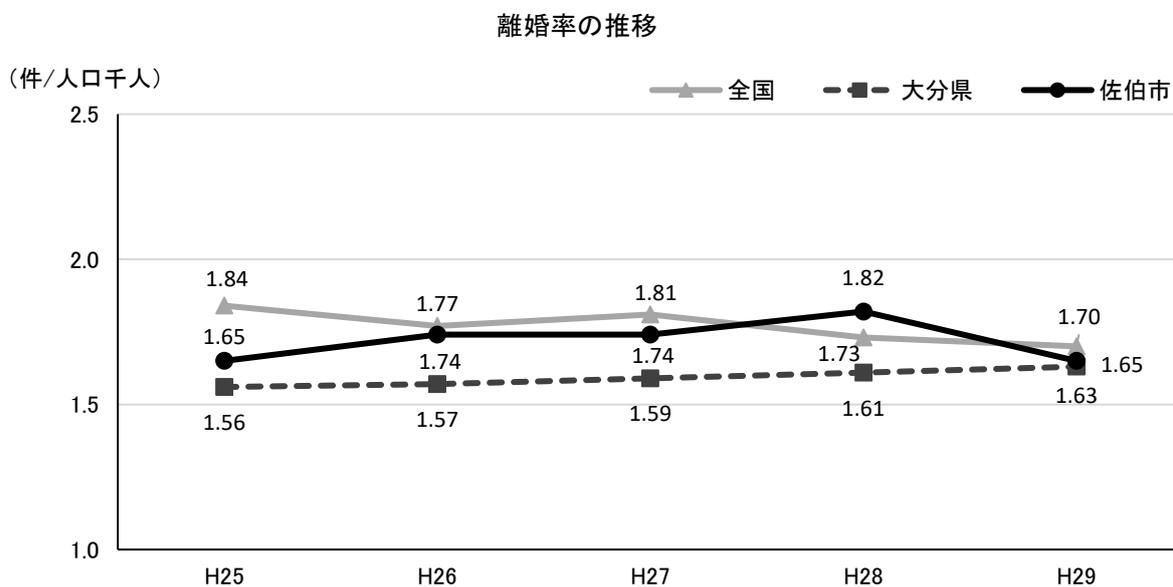
(7) 婚姻、離婚の動向

佐伯市の婚姻率をみると、2013（平成25）年の4.6から2017（平成29）年には3.6に低下しており、国や県より低い水準での推移となっています。

また、離婚率をみると、2018（平成28）年には国を上回ったものの、その他の年では国より低く県より高い水準での推移となっています。



出所：大分県人口動態総覧



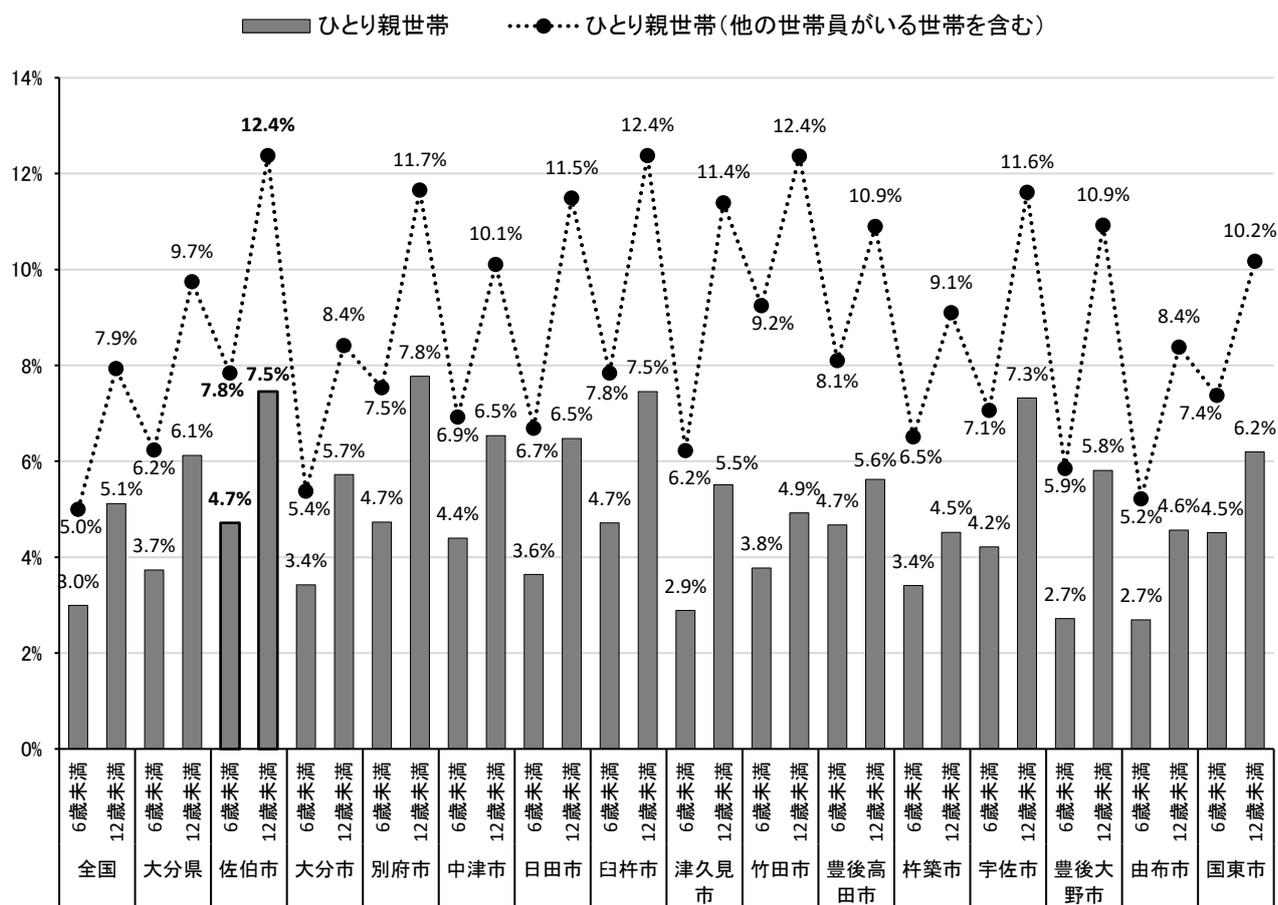
出所：大分県人口動態総覧

(8) ひとり親世帯の割合

佐伯市の2015(平成27)年のひとり親世帯の割合は、6歳未満の世帯員がいる世帯では4.7%、12歳未満の世帯員がいる世帯では7.5%となっています。

また、国や県と比較すると本市は高い割合となっており、県内他市と比較しても別府市に次いで高い割合となっています。

6歳未満、12歳未満世帯員がいるひとり親世帯の割合(2015(平成27)年)



出所：国勢調査

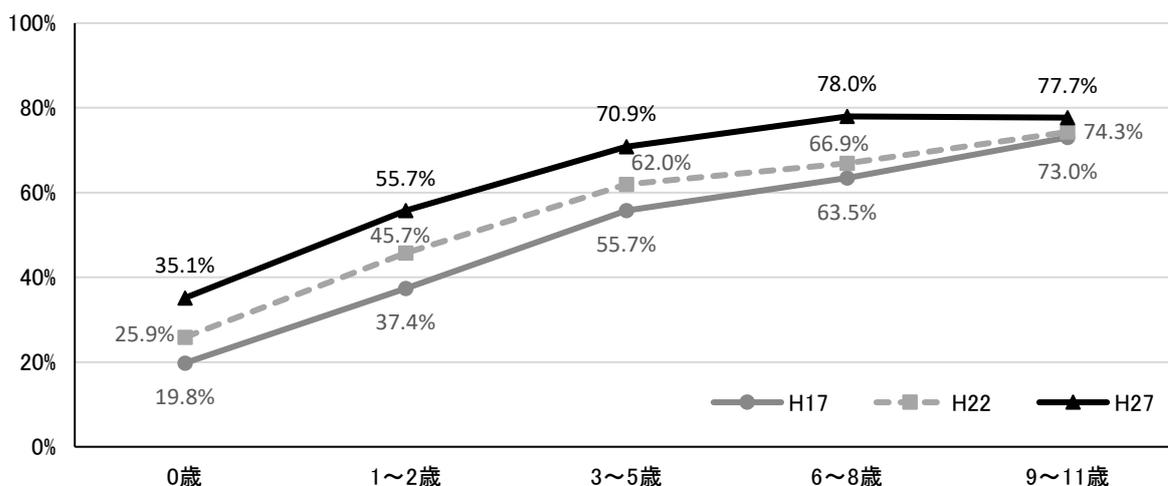
(9) 共働き夫婦の割合

本市の2015（平成27）年の共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、末子の年齢が上がるにつれ共働きの割合が高くなる傾向にあり、末子が小学生の夫婦の75%以上が共働きとなっています。

2005（平成17）年から2015（平成27）年の共働き夫婦の割合の推移をみると、いずれの末子の年齢においても、共働きの割合は上がっていく傾向にあります。

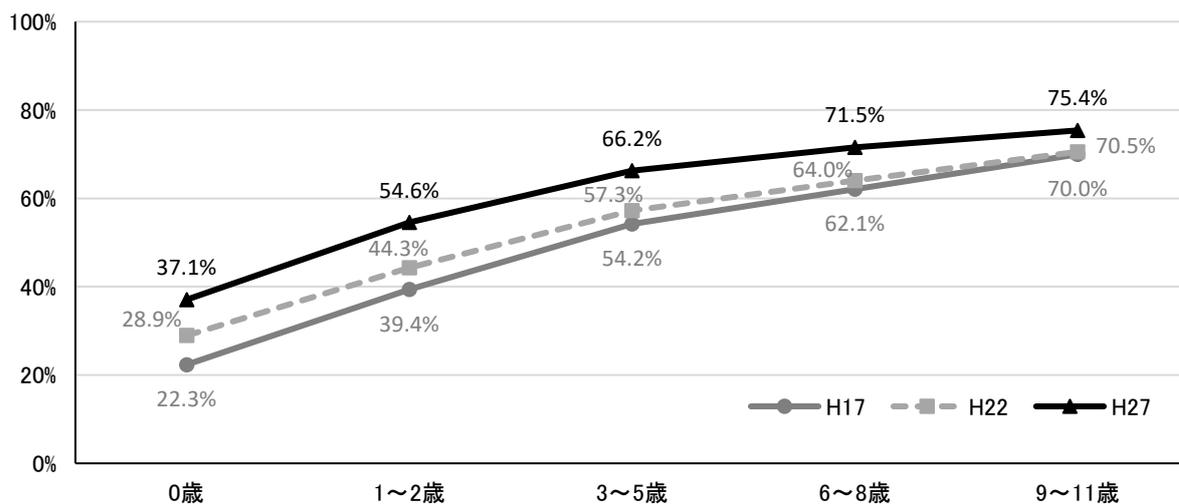
さらに、本市と県の末子の年齢別共働き夫婦の割合2015（平成27）年をみると、0歳以外は、県より本市の共働き夫婦の割合が高くなっています。

末子の年齢別共働き夫婦の割合（佐伯市）



出所：国勢調査

末子の年齢別共働き夫婦の割合（大分県）

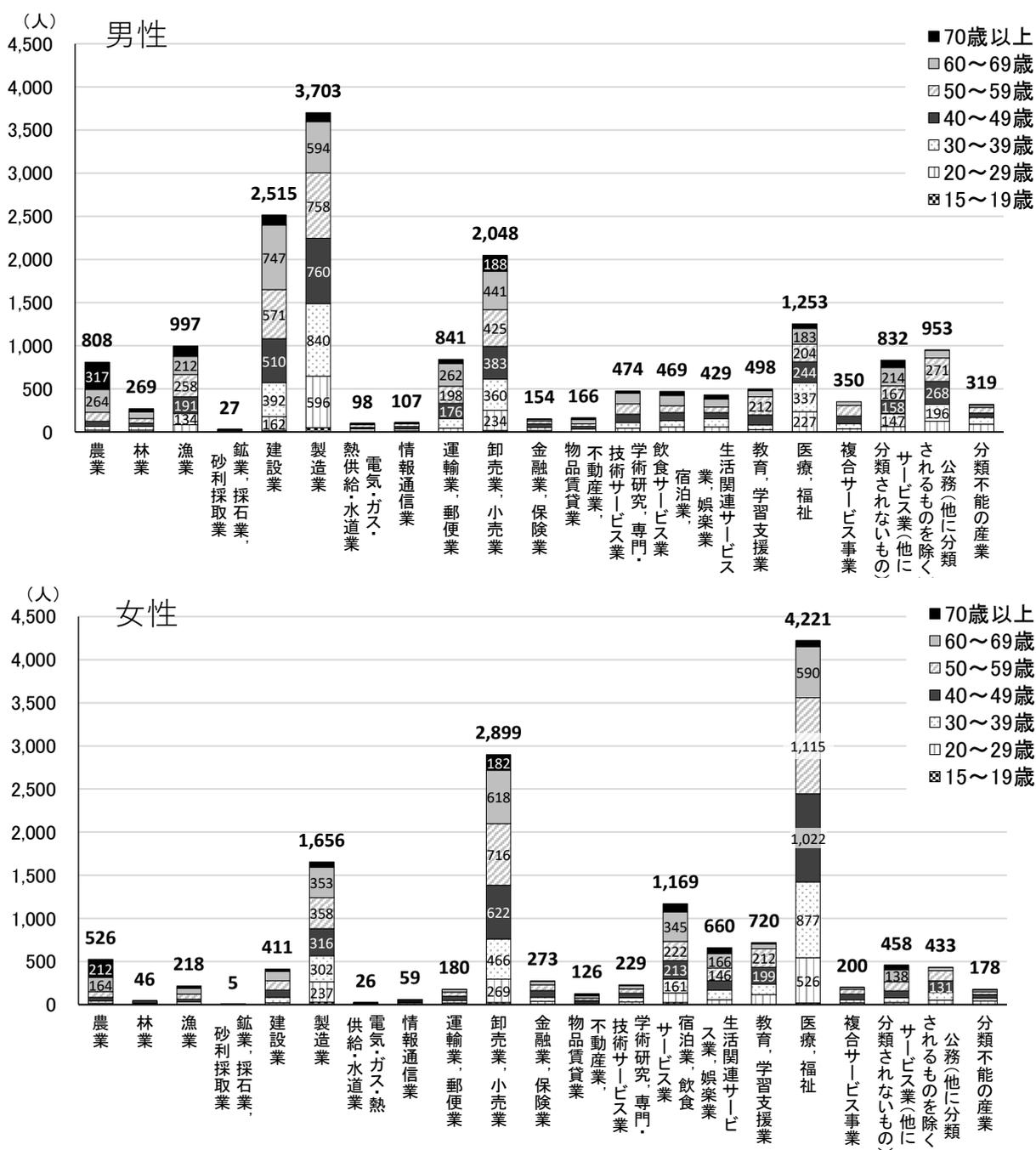


(10) 就労の状況

① 就業の状況

佐伯市の2015（平成27）年の就業者人口は、男性17,310人、女性14,693人となっています。産業分類別男女就業者数をみると、男性は「製造業」が3,703人と最も多く、次いで「建設業」の2,515人、女性は「医療・福祉」が4,221人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の2,899人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成（佐伯市 2015（平成27）年）



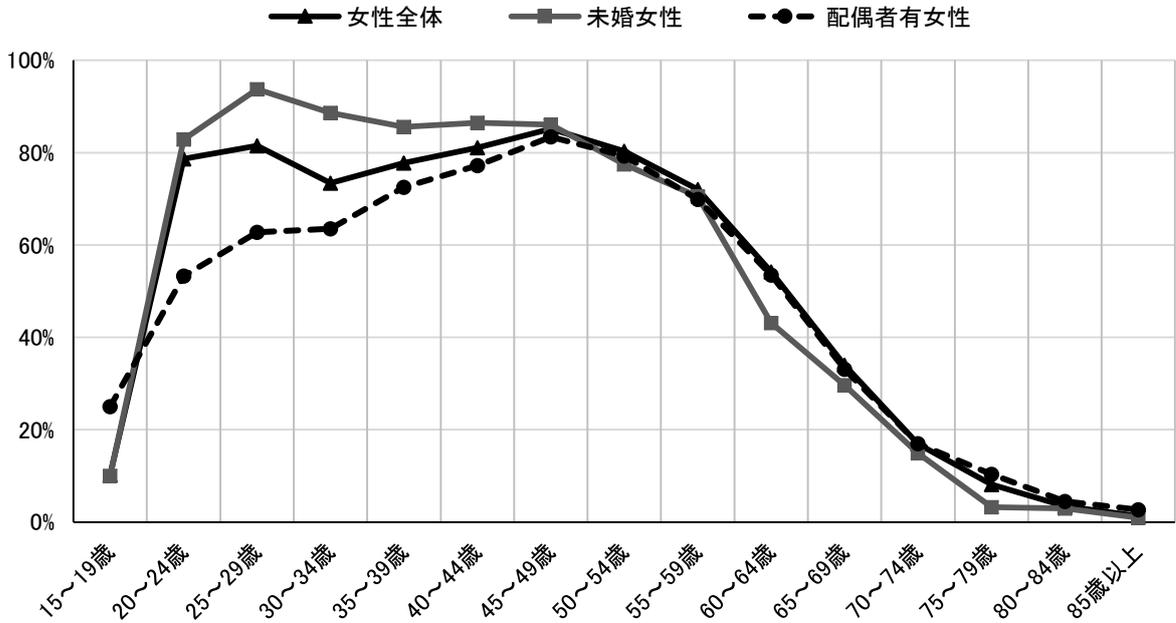
出所：国勢調査

② 女性の労働力率

本市の女性の年齢階級別労働力率を婚姻の状況別にみると、20歳から49歳の年齢層で、「配偶者有女性」の労働力率は「未婚女性」の労働力率より低くなっています。

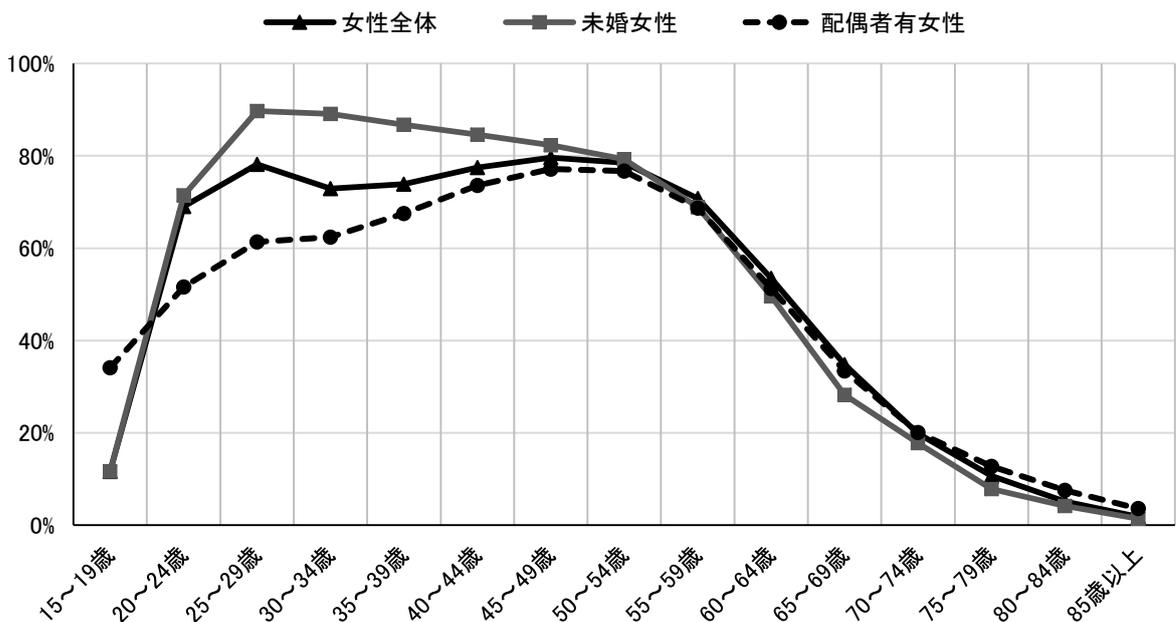
本市の女性の年齢階級別労働力率は、県と同様の形状となっています。

女性の年齢階級別の労働力率（佐伯市 2015（平成27）年）



出所：国勢調査

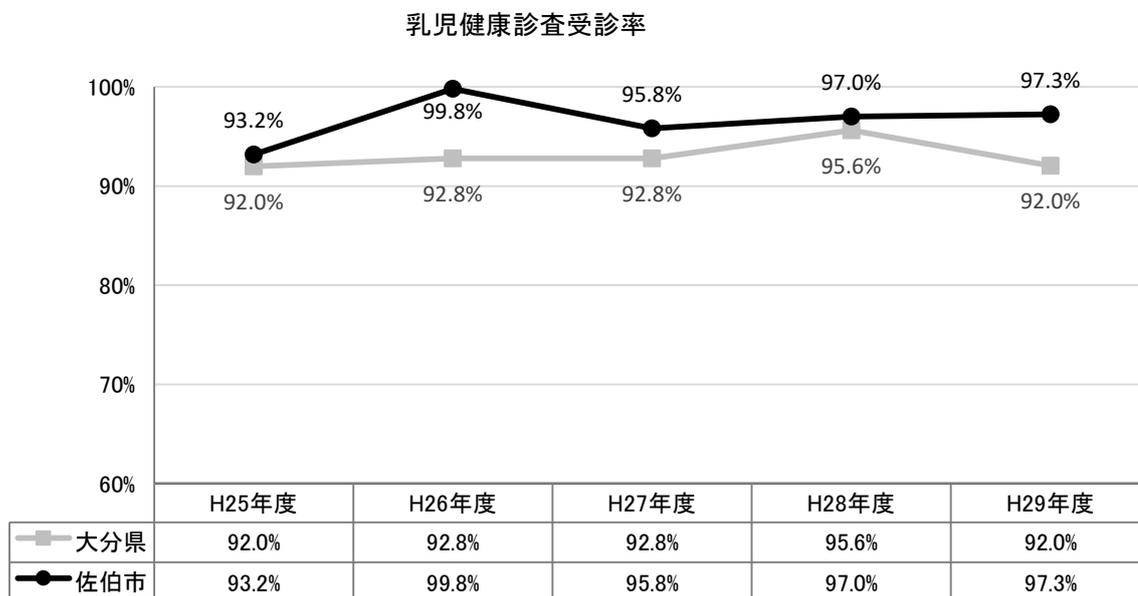
女性の年齢階級別の労働力率（大分県 2015（平成27）年）



(11) 母子保健に関する状況

① 乳児（3～5か月児）健康診査受診率

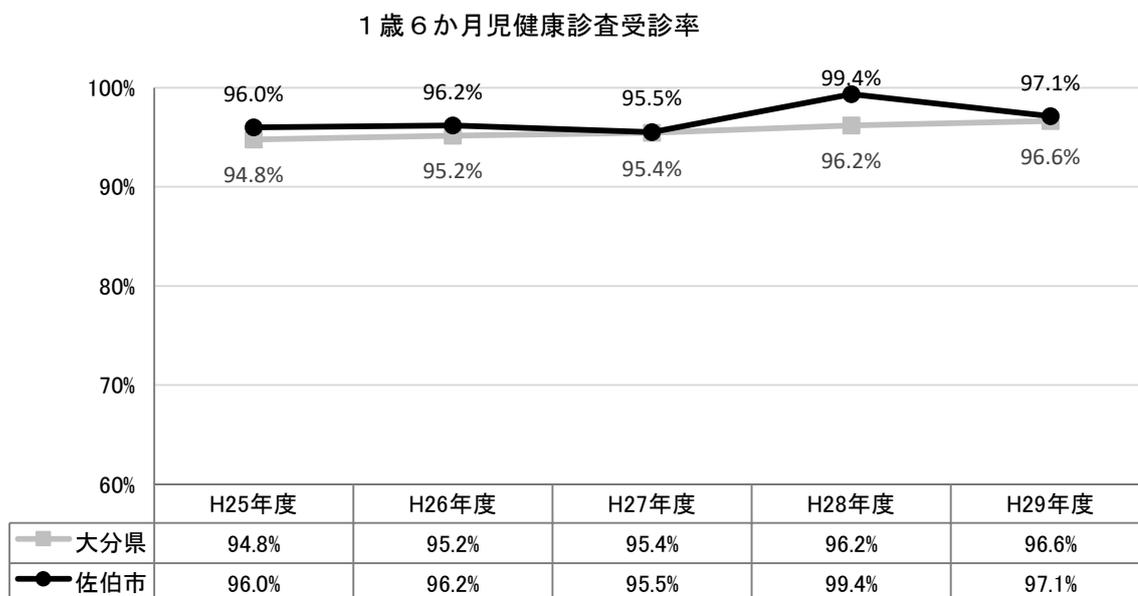
佐伯市における乳児健康診査受診率は、2013（平成25）年度の93.2%から横ばいに推移しており、2017（平成29）年度には97.3%となっています。



出所：地域保健・健康増進事業報告

② 1歳6か月児健康診査受診率

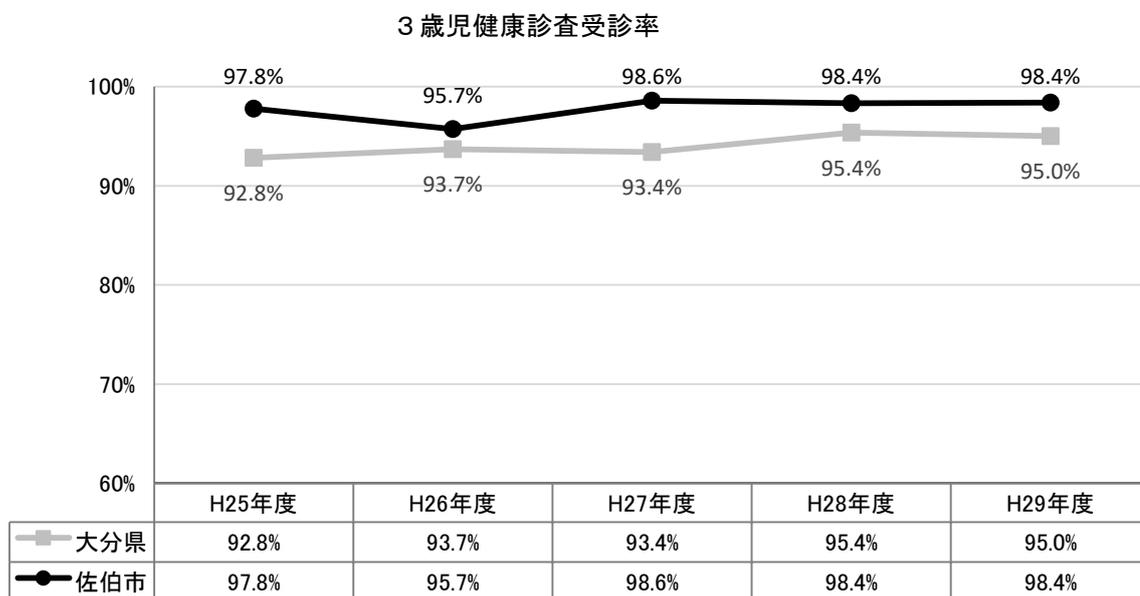
佐伯市における1歳6か月児健康診査受診率は、2013（平成25）年度の96.0%から横ばいに推移しており、2017（平成29）年度には97.1%となっています。



出所：地域保健・健康増進事業報告

③ 3歳児健康診査受診率

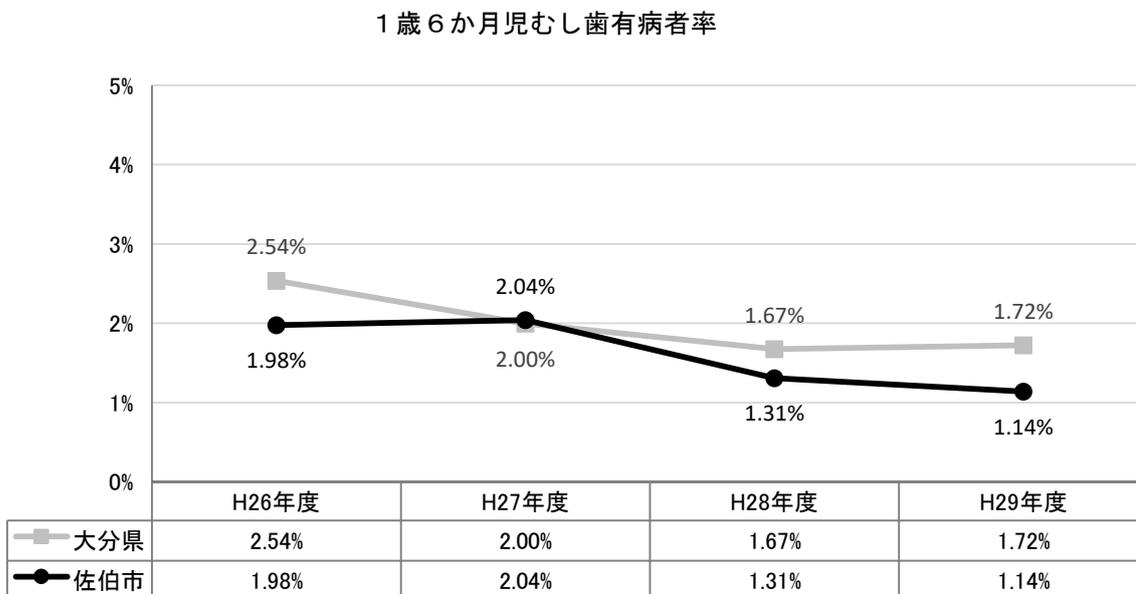
佐伯市における3歳児健康診査受診率は、2013（平成25）年度の97.8%から横ばいに推移しており、2017（平成29）年度には98.4%となっています。



出所：地域保健・健康増進事業報告

④ 1歳6か月児むし歯有病者率

佐伯市における1歳6か月児むし歯有病者率は、2014（平成26）年度の1.98%から低下傾向にあり、2017（平成29）年度には1.14%となっています。

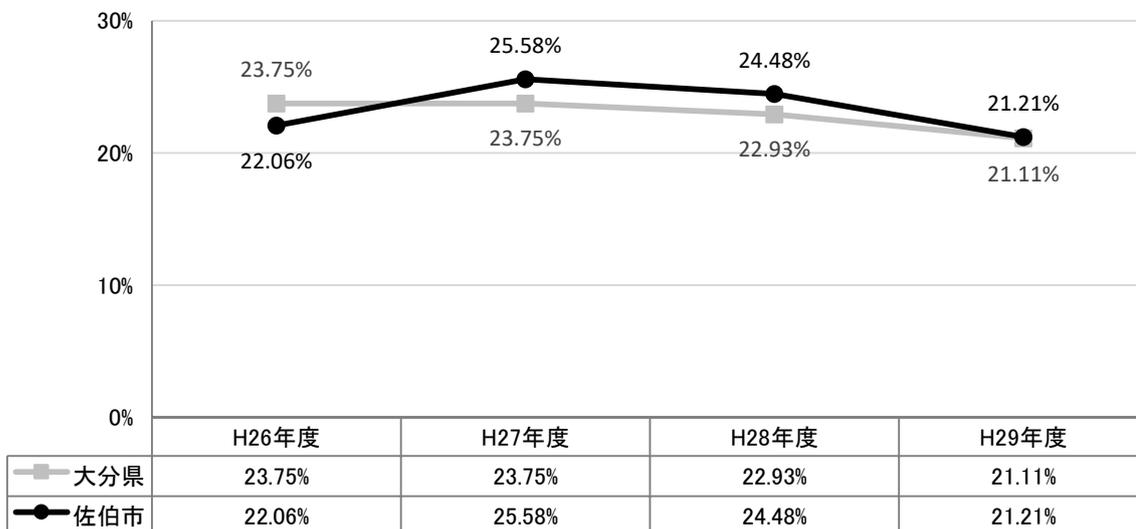


出所：地域保健・健康増進事業報告

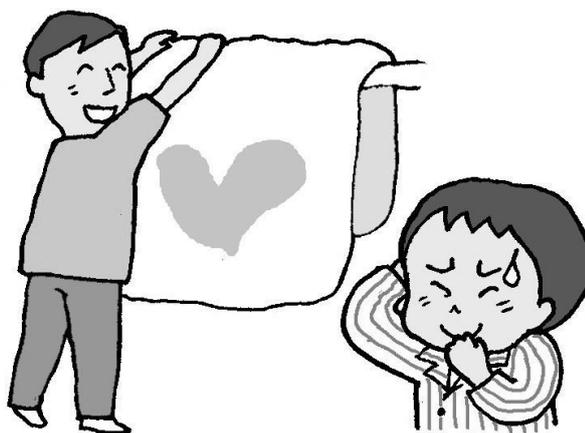
⑤ 3歳児むし歯有病者率

佐伯市における3歳児むし歯有病者率は、2014（平成26）年度の22.06%から横ばいに推移しており、2017（平成29）年度には21.21%となっています。

3歳児むし歯有病者率



出所：地域保健・健康増進事業報告



2 アンケート調査等からみる子どもの状況

(1) 調査の概要

① 調査目的

本調査は、2019（令和元）年度末までを計画期間とする、現在の『佐伯市子ども・子育て支援事業計画』を改訂し、2020（令和2）年度から5年間を計画期間とする新たな計画の策定にあたり、現在本市で子育てをされているご家庭の状況や子ども・子育て支援サービスの利用希望を調査し、新たな計画に反映させるために実施しました。

② 調査地域

佐伯市内全域

③ 調査対象者

佐伯市在住の就学前児童（0～6歳）及び小学1年生までの子どものいる全保護者

④ 調査期間

2019（平成31）年1月25日～2019（平成31）年2月11日

⑤ 調査方法

郵送による無記名回答方式

⑥ 回収状況

項目	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
就学前児童	3,012	1,506	0	1,506	50.0%	50.0%
小学生	538	269	0	269	50.0%	50.0%
合計	3,550	1,775	0	1,775	50.0%	50.0%

※無効回答数とは、すべて白紙での回答や、あて先不明等により調査が正常に実施できなかったものを指す。

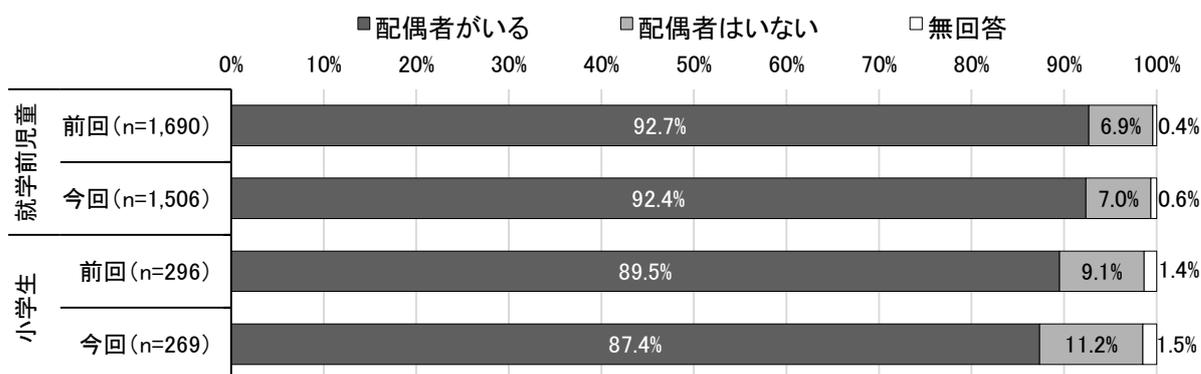
(2) 調査結果

① 回答者の配偶関係

回答者の配偶関係については、「配偶者がいる」は就学前児童が 92.4%、小学生が 87.4%、「配偶者はいない」は就学前児童が 7.0%、小学生が 11.2%となっています。

前回調査（2013（平成 25）年）と比べると、「配偶者はいない」の割合は就学前児童が 0.1%、小学生が 2.1%高くなっています。

回答者の配偶関係

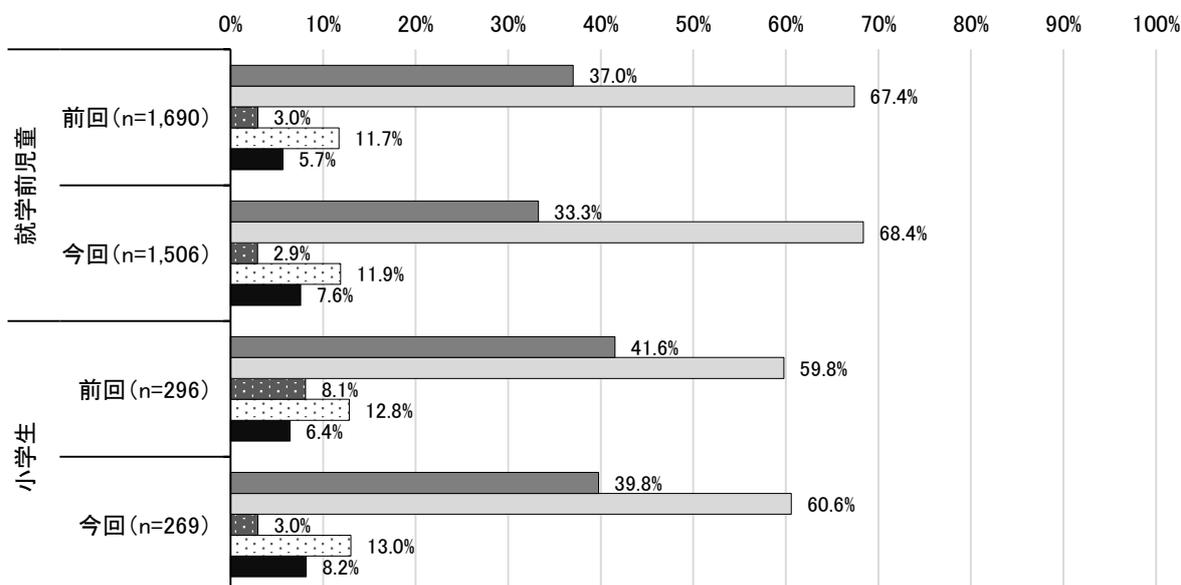


② 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかについては、就学前児童、小学生のどちらも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。前回調査（2013（平成 25）年）と比べると、「いずれもない」の割合は、就学前児童が 1.9%、小学生が 1.8%高くなっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか

- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
- 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- いずれもない

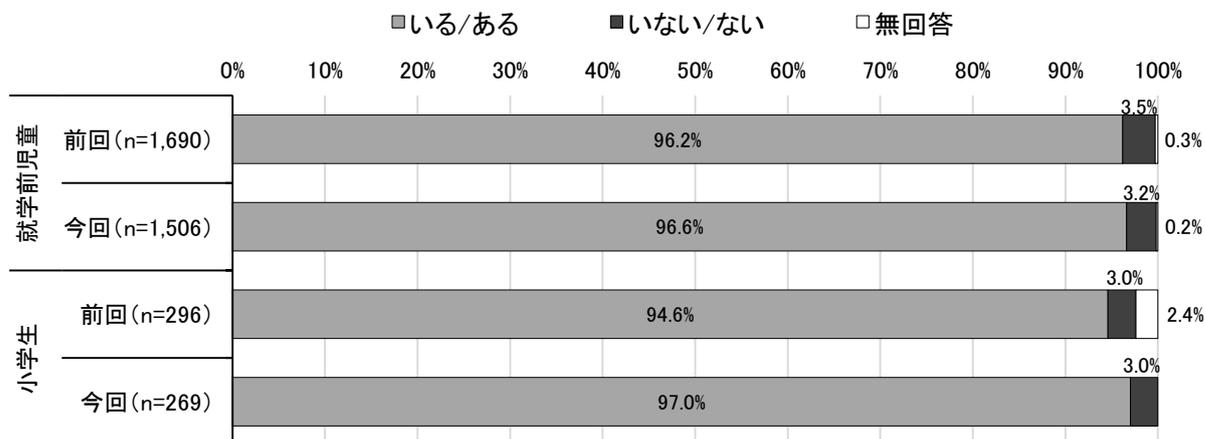


③ 子育てや教育について気軽に相談できる人や場所の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる人や場所があるかについて、「いる/ある」の割合は就学前児童が96.6%、小学生が97.0%となっています。

前回調査（2013（平成25）年）と比べると、就学前児童、小学生ともにほぼ同等の割合となっています。

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所の有無

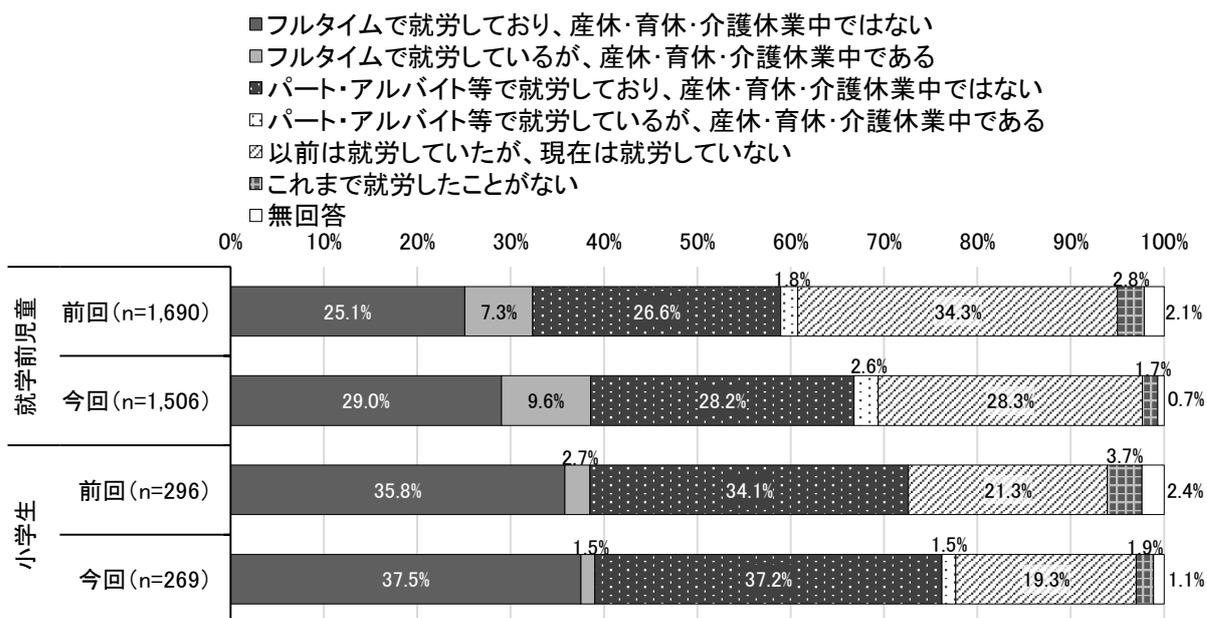


④ 母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、就学前児童、小学生ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」の割合が最も高くなっており、産休・育休・介護休業中も含め就労していると回答した割合は、就学前児童が69.4%、小学生が77.7%となっています。

前回調査（2013（平成25）年）と比べると、就学前児童、小学生ともに、産休・育休・介護休業中も含め就労していると回答した割合は高くなっており、就学前児童が8.6%、小学生が5.1%上がっています。

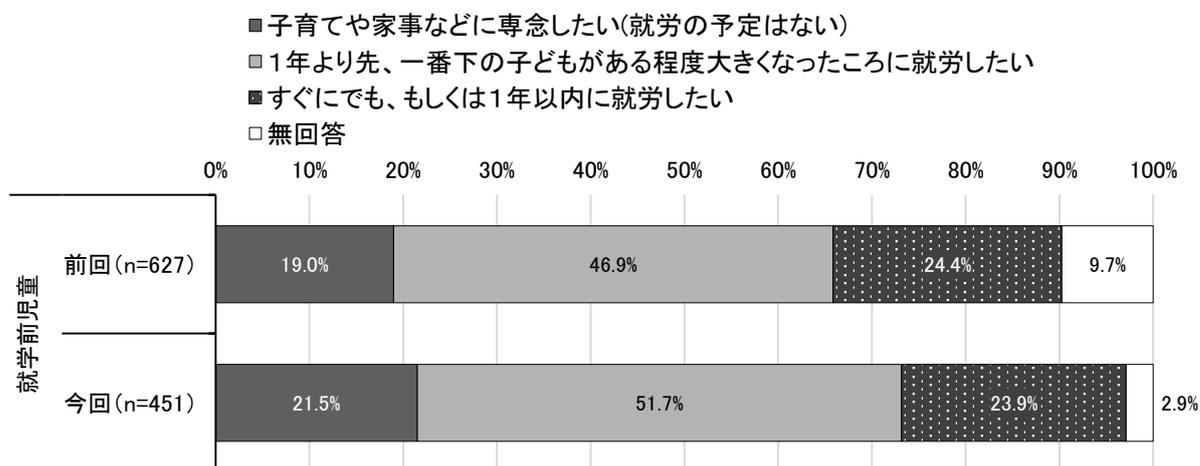
母親の就労状況



⑤ 就労していない母親の就労希望状況（就学前児童）

就労していない就学前児童の母親の就労希望について、すぐにでも、もしくは1年より先に就労したいと回答した割合は75.6%となっており、前回調査（2013（平成25）年）と比べると4.3%高くなっています。

就労していない母親の就労希望状況

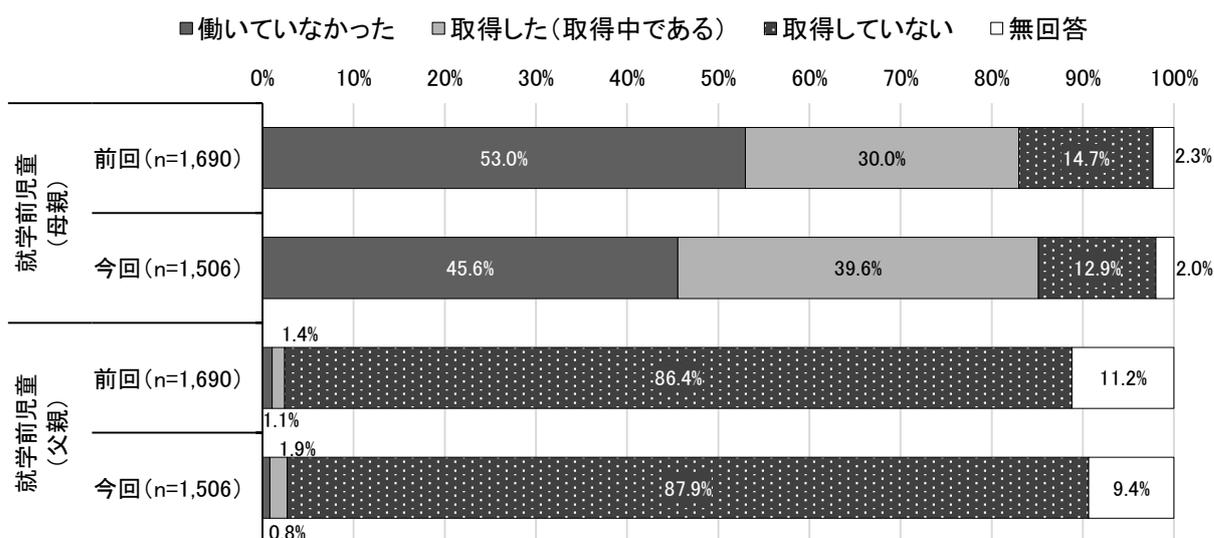


⑥ 育児休業の取得状況（就学前児童）

子どもが生まれた後に育児休業を取得したかについて、「取得した（取得中である）」の割合は、母親が39.6%、父親が1.9%となっています。

前回調査（2013（平成25）年）と比べると、母親の育児休業取得率は高くなっているものの、父親については進展がみられない状況です。

育児休業の取得状況

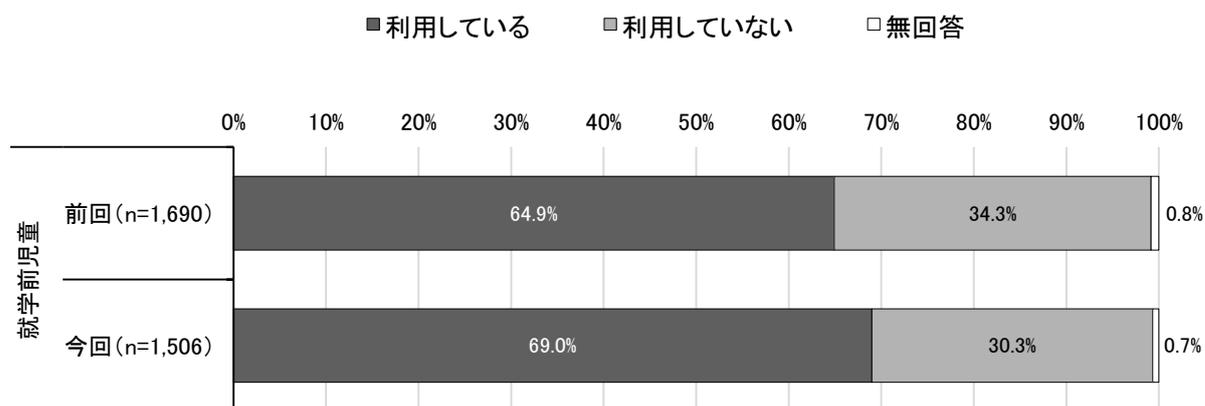


⑦ 「定期的な教育・保育の事業」の利用状況

「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無について、「利用している」が 69.0%、「利用していない」が 30.3%となっています。

前回調査（2013（平成 25）年）と比べると、「利用している」の割合が 4.1%高くなっています。

定期的な教育・保育の事業の利用状況

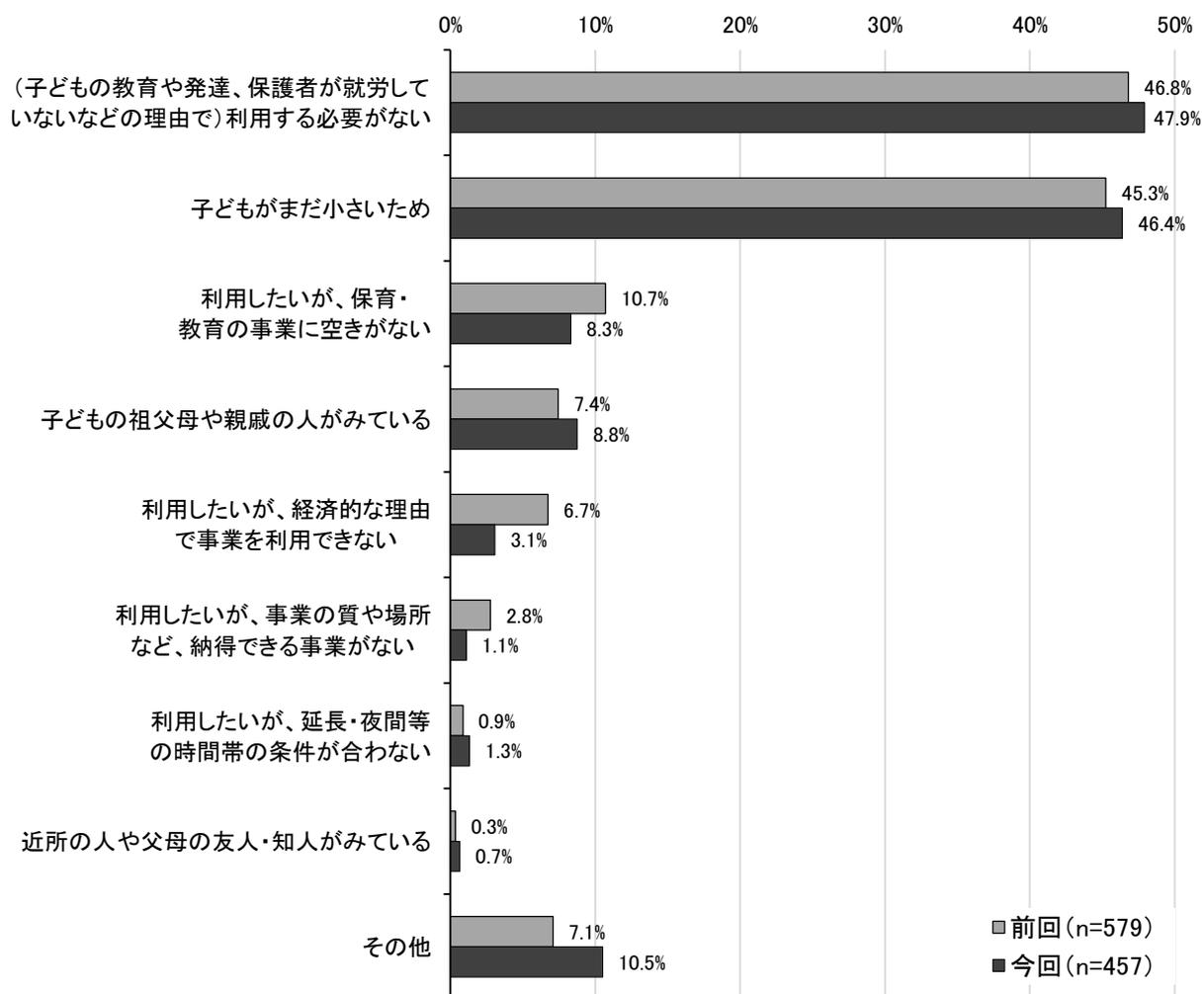


⑧ 定期的な教育・保育の事業を利用していない理由

「定期的な教育・保育の事業」を「利用していない」と回答した方の利用していない理由については、「(子どもの教育や発達、保護者が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」が47.9%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」の46.4%となっています。

前回調査(2013(平成25)年)と比べると、「利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない」が0.4%高くなっています。

定期的な教育・保育の事業を利用していない理由



今回調査の「その他」の主な内容

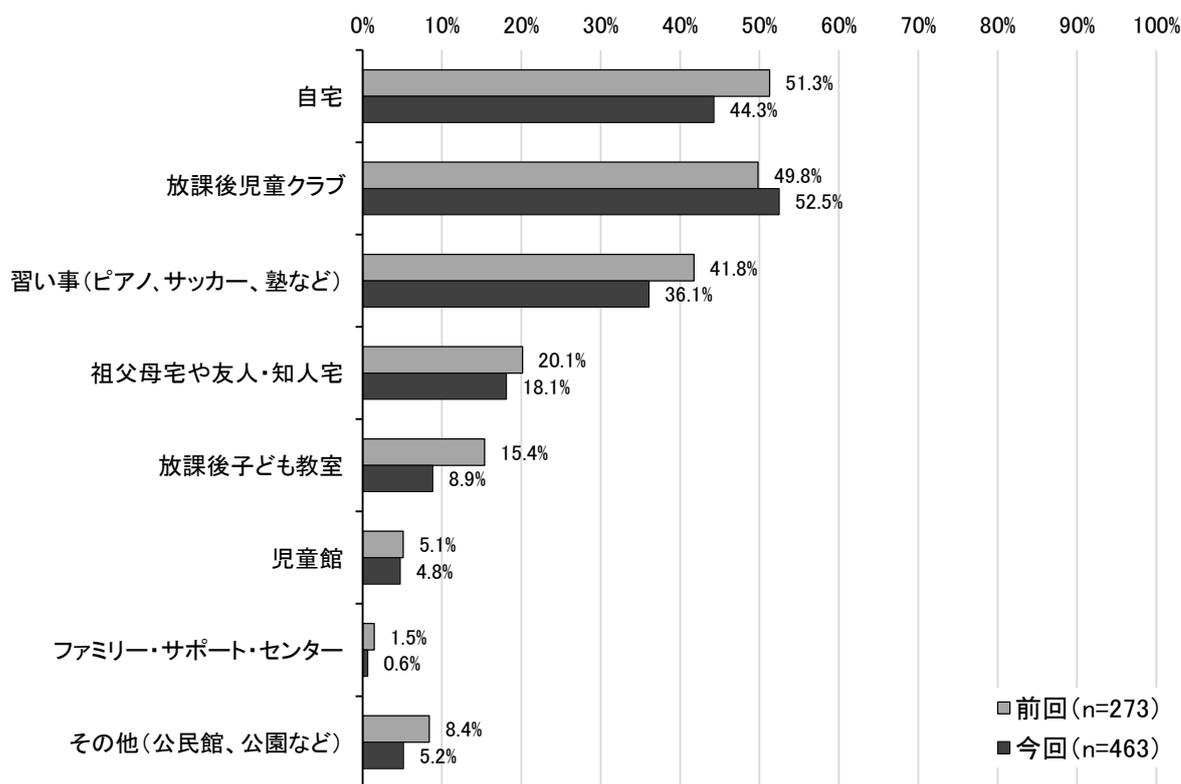
- ・ 育児休業中である
- ・ 入園の申請中もしくは入園予定である
- ・ 現在働いていないため
- ・ 職場で子どもをみられる

⑨ 小学校入学後に希望する放課後の居場所（5歳以上の就学前児童）

小学校入学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「放課後児童クラブ」の割合が52.5%と最も高く、次いで「自宅」の44.3%、「習い事（ピアノ、サッカー、塾など）」の36.1%となっています。

前回調査（2013（平成25）年）と比べると、「放課後児童クラブ」の割合が2.7%上がっています。

小学校入学後に希望する放課後の居場所



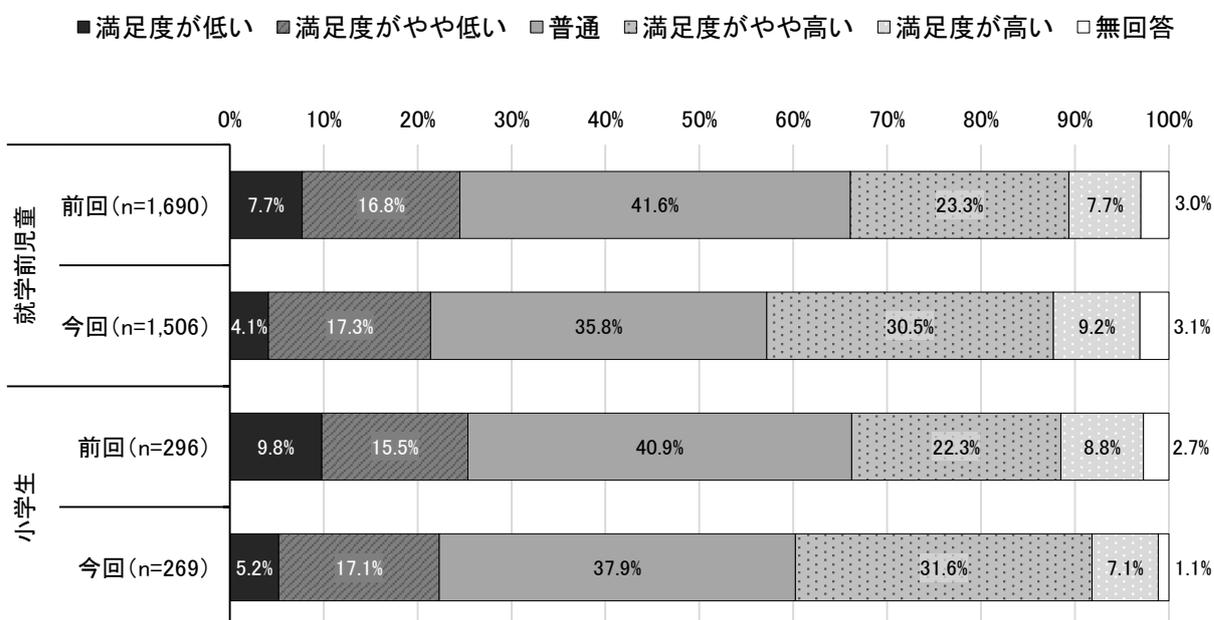
⑩ 地域における子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援への満足度については、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた割合は就学前児童が 21.4%、小学生が 22.3%、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合は就学前児童が 39.7%、小学生が 38.7% となっています。

就学前児童を前回調査（2013（平成 25）年）と比べると、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた割合は 3.1% 下がり、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合は 8.7% 上がっています。

小学生を前回調査（2013（平成 25）年）と比べると、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせた割合は 3.0% 下がり、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合は 7.6% 上がっています。

地域における子育て環境や支援への満足度



⑪満足度別自由意見分析

◆住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について「満足度が低い」、「満足度がやや低い」を選択した方の「教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関して」の主な意見は以下のとおりです。

【主な意見上位項目】

就学前児童の保護者		就学児童の保護者	
子育ての環境や支援についての意見	件数	子育ての環境や支援についての意見	件数
保育所に関するの休日保育への要望	17	放課後児童クラブの入所待ち、利用時間、長期休暇時の利用に対する要望	14
保育料無償化・軽減に関するの要望	14	公園の整備に対する要望	4
放課後児童クラブの利用時間、利用料に対するの要望	13	予防接種（インフルエンザ）の助成に対する要望	3
事業所に対するワークライフバランスの周知等の要望	11	通学路等の安全に対する要望	2
子育て支援の情報量、情報提供手段拡充への要望	11		
一時預かりの利用に関する要望	9		
病児・病後児保育、体調不良時対応型保育への要望	8		
行政の対応、情報提供に対する要望	8		
佐伯市の保育制度についての要望(5歳児の幼稚園入園に関して)	8		
待機児童に関して	8		

3 第1期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画評価

(1) 子ども・子育て支援事業計画

①教育・保育の量の見込み・確保方策・実績値

ア 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の量の見込み・確保方策・実績値

1号認定 量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)	804人	783人	757人	732人	678人
確保方策(第1期)	994人	999人	1,004人	966人	918人
実績値	799人	795人	760人	709人	625人

※実績値は4月1日時点

イ 2号認定(保育ニーズ)の量の見込み・確保方策・実績値

2号認定(保育ニーズ) 量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)	565人	547人	528人	641人	678人
確保方策(第1期)	522人	533人	538人	634人	753人
実績値	591人	617人	641人	643人	696人

※実績値は4月1日時点

ウ 3号認定(1-2歳児)の量の見込み・確保方策・実績値

3号認定(1-2歳児) 量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)	486人	472人	469人	522人	511人
確保方策(第1期)	381人	381人	403人	497人	521人
実績値	521人	511人	488人	510人	507人

※実績値は4月1日時点

エ 3号認定(0歳児)の量の見込み・確保方策・実績値

3号認定(0歳児) 量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	年度当初	年度末								
量の見込み(第1期)	—人	149人	—人	142人	—人	140人	—人	164人	—人	156人
確保方策(第1期)	—人	120人	—人	122人	—人	124人	—人	119人	—人	158人
実績値	64人	127人	45人	118人	58人	138人	48人	130人	44人	—人

②地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績値	0 か所				

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	19,836 人/年	19,188 人/年	18,696 人/年	18,324 人/年	17,724 人/年
確保方策	7 か所				
実績値	21,008 人/年	19,892 人/年	14,849 人/年	17,668 人/年	—人/年
	7 か所	7 か所	6 か所	7 か所	7 か所

※実績値 H30 年度の 7 か所目は 11 月から開所

ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	452 人	442 人	434 人	630 人	630 人
確保方策	6,328 人回	6,188 人回	6,076 人回	5,400 人回	5,400 人回
実績値	5,859 人回	5,559 人回	4,330 人回	4,668 人回	—人回

エ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)		468人	452人	442人	437人	420人
確保方策		468人	452人	442人	437人	420人
実績値	対象人数	461人	467人	411人	365人	—人
	訪問実績	451人	457人	405人	350人	—人

オ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)		47人	47人	47人	140人	140人
確保方策		実施機関：直営(健康増進課 訪問支援者数17~19人にて対応)				
実績値		127人	149人	100人	103人	—人

カ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(第1期)		12人	12人	12人	12人	12人
確保方策		12人	12人	12人	12人	12人
実績値		11人	31人	21人	4人	—人

キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児のみ）
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	624 人				
確保方策	624 人				
実績値(就学児のみ)	122 人	19 人	45 人	337 人	—人

ク 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (第1期)	在園児対応型	62,541 人日	60,888 人日	59,223 人日	37,663 人日	46,663 人日
	幼稚園以外	6,077 人日	5,880 人日	5,719 人日	830 人日	830 人日
確保方策	在園児対応型	21,461 人日	21,461 人日	47,461 人日	38,000 人日	47,000 人日
	幼稚園以外	6,242 人日	6,242 人日	6,242 人日	1,426 人日	1,426 人日
実績	在園児対応型	0 人日	0 人日	27,107 人日	35,660 人日	—人日
	幼稚園以外	643 人日	462 人日	470 人日	823 人日	—人日

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	327 人	318 人	308 人	260 人	260 人
確保方策	330 人	330 人	330 人	300 人	300 人
実績値	219 人	324 人	231 人	287 人	—人

コ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	2,078 人日	2,015 人日	1,955 人日	501 人日	501 人日
確保方策	1,176 人日	1,176 人日	2,112 人日	1,685 人日	1,685 人日
実績値	528 人日	469 人日	461 人日	269 人日	—人日

サ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み・確保方策・実績値

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(第1期)	小学生	642 人	642 人	638 人	791 人	803 人
	幼稚園	93 人	92 人	86 人	109 人	114 人
確保方策(実績調査より)		1,045 人	1,065 人	1,035 人	1,105 人	—人
実績値	小学生	722 人	743 人	771 人	835 人	—人
	幼稚園	188 人	193 人	145 人	92 人	—人

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）です。

※量の見込み及び事業実績はありません

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るです。

※量の見込み及び事業実績はありません

(2) 次世代育成支援対策行動計画評価

①評価基準

第Ⅰ期佐伯市子ども・子育て支援事業計画の各施策について、下記の基準に基づき、庁内各所管課にて評価を行った。

評価基準

- | |
|------------------------------|
| 【A】 個別目標の達成に向けて大きく進展している |
| 【B】 個別目標の達成に向けておおむね順調に進展している |
| 【C】 現状維持（現状維持でやむなしも含む） |
| 【D】 個別目標達成の進捗状況が停滞している |
| 【E】 施策自体の見直しが必要である(事業廃止等) |

②評価一覧

施策の方向	施策番号	具体的施策	評価		
1 子どもたちが健やかに育つ遊び・文化・教育環境の整備	1	みんなで作る児童館づくり	C		
	2	子どもたちの遊び場づくり	D		
	3	子どもの文化活動の推進と支援	A		
	4	幼児教育の充実	B		
	5	家庭や地域の教育力の向上	A		
2 子どもを地域ぐるみで支援するまちづくり	6	民生委員・児童委員・主任児童委員の活動の充実	A		
	7	母親クラブ・育児サークル活動の充実	B		
	8	地域の子育てひろばの充実	B		
	9	地域と育む子どもの居場所づくり	B		
3 子育ても仕事もしやすい環境づくり	10	保育の実施等の充実	B		
	11	企業に対する働き方の見直しへの啓発	C		
	12	男性の育児参加の促進	C		
4 子どもを安心して生み育てるまちづくり	13	母子を取り巻く医療体制の充実	B		
	14	母(父)子の健康管理の充実	B		
	15	安心して子育てができるための教室の充実	B		
	16	健康づくり計画の促進	B		
5 きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援	17	子育ての経済的支援の充実	B		
	18	児童相談窓口の取組の強化	B		
	19	障がい児に対する支援の充実	A		
6 子どもが住みよいまちづくり	20	ひとり親家庭への自立支援	C		
	21	子どもが安心して暮らせる住環境の確保	B		
	22	子ども交通安全活動の推進	B		
	23	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	A		
評価合計	A: 5	B: 13	C: 4	D: 1	E: 0

③施策分野別取組、課題及び今後の方向性

施策の方向1 子どもたちが健やかに育つ遊び・文化・教育環境の整備

施策番号	取組・課題	担当課
1	<p>佐伯・上浦・弥生・蒲江の4か所に児童館があり、平成30年度の年間利用延べ人数は39,958人、地域組織活動団体数10団体となっており、利用人数は児童数の減少や、塾やスポーツ活動など放課後の過ごし方の多様化に伴い減少傾向にあります。</p> <p>蒲江児童館は、小学校の統合に伴いスクールバスで学校から家に帰る児童が増えたことから、利用児童数が大幅に減少しました。</p> <p>一方、すべての児童館において乳幼児親子の利用が増えており、児童館を利用する年齢層が変わりつつあります。</p> <p>児童館、地域子育て支援拠点、児童クラブなど、子どもの過ごす場所の整理が必要な時期がきていると考えられます。</p> <p>【児童館利用人数】 H27:44,748人、H28:49,091人、H29:39,188人、H30:39,958人</p>	こども福祉課
2	<p>子どもたちが自然に親しみ、豊かな自然の恩恵を感じ、自然を大切にする子どもを育成する取組について、具体的な施策はもとより、十分な取り組みを行うことが出来なかった。</p>	こども福祉課
3	<p>小学生を対象とした、勾玉作り・金兜作り、縄文土器作りといった歴史体験教室を歴史資料館にて実施しました。</p> <p>平成29年度から東雲中、宇目緑豊小、佐伯小、明治小、下堅田小に専門講師を派遣してのアート教室を開催し、絵画・ダンボールアート・チョークアートなど芸術作品の創作を体験する機会を作りました。</p> <p>【歴史体験教室】 H27:2回、H28:8回、H29:8回、H30:3回、H31:5回</p> <p>【芸術(アート)教室】 H29:11回、H30年:17回、H31:15回(見込)</p>	社会教育課
4	<p>少子化により、公立幼稚園の園児数が減少していることから、集団教育の充実と就労家庭への子育て支援として、平成29年度「蒲江こども園」、平成30年度「ほんじょうこども園」、「なおかわこども園」を開園しました。</p> <p>公立幼稚園においても預かり保育を平成29年度「よのうづ幼稚園」、平成30年度「渡町台幼稚園」、平成31年度「鶴岡幼稚園」で実施しています。</p> <p>今後の預かり保育の実施に関しては、職員数確保の問題から、実施できない状況となっています。</p> <p>小学校への円滑な接続については、すべての園において「アプローチカリキュラム」、「スタートカリキュラム」、園児の体験入学等、幼少相互にメリットのある交流活動を実施しています。</p>	学校教育課
5	<p>学校と家庭、地域社会が連携して子どもを育てる「地域協育」の中核組織となる「地域ネットワーク会議」を各中学校区に設置しています。</p> <p>また、コーディネーターとして「地域学校協働活動推進員」を各地区公民館に配置することで、情報の共有化や事業の準備・実施の円滑化を図ることができました。</p> <p>【地域学校協働活動推進員】 H27:12人、H28:12人、H29:12人、H30:14人 H31:14人(地域学校協働活動推進員は平成30年度から鶴谷・南校区に各2人配置)</p> <p>【校区ネットワーク会議開催数】 H27~H31:12回</p>	社会教育課

施策の方向2 子どもを地域ぐるみで支援するまちづくり

施策 番号	取組・課題	担当課
1	<p>子育て家庭の困りごとを早期に発見できる支援体制の構築や気軽に集まれる居場所づくりの支援に向け、主任児童委員や民生委員・児童委員が「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」の運営支援に積極的に関わっている姿勢は、他の市町村の模範となる取り組みとなっています。</p> <p>子育て家庭の減少もあり、サロン数の減少傾向が見られますが、気軽に相談できる居場所を維持できるよう今後も活動を行っていきます。</p> <p>【おめでとう訪問件数】 H27:376件、H28:361件、H29:290件、H30:292件</p> <p>【子育てサロンか所数】 H27:13か所、H28:12か所、H29:11か所、H30:9か所、H31:10か所</p>	社会福祉課
2	<p>母親クラブは、平成27年に蒲江地区に1つ増え合計10団体になりました。各団体とも、子どもの健全な育ちを支えるために地域の団体や住民との交流を図りながら活動をしています。</p> <p>【母親クラブ会員数(R1.7.1現在)】 270人</p>	こども福祉課
3	<p>平成29年度に「おひさま」が廃止されましたが、平成30年11月に「ほほえみひろば」が新しく開所されました。</p> <p>働く保護者が増えたため、保育所入所前の0～1歳の利用が多く、イベントに合わせて、複数の地域子育て拠点を周回して利用している状況です。</p> <p>各拠点とも、毎月のおたよりを発行し、ホームページ等でお知らせをしています。</p> <p>ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業の利用者は、多くはありませんが、子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っています。</p> <p>【利用者数(か所数)】 H27:21,008人(7か所)、H28:19,892人(7か所)、H29:14,849人(6か所)、H30:17,668人(7か所)</p>	こども福祉課
4	<p>放課後児童クラブは、この5年間に5か所の施設整備を行い、受入児童数を増やしましたが、一部の児童クラブでは待機児童が発生している状況です。</p> <p>平成30年度に本匠地域・直川地域で認定こども園化を実施、同じく平成30年度から順次渡町台幼稚園と鶴岡幼稚園で一時預かりを開始したため、幼稚園児の利用が減少しました。</p> <p>しかしながら、働く保護者の増加等に伴い、児童クラブの利用希望が年々増加しており、既存施設での受け入れが困難になっているクラブも生じています。</p> <p>放課後子ども教室及び放課後チャレンジ教室は児童クラブがある全ての小学校で実施されており、児童クラブに通う児童の一部が放課後子ども教室や放課後チャレンジ教室を利用しています。</p> <p>【施設整備数】 H27:1か所(上野児童クラブ) H28:2か所(海の子児童クラブ、よのうづ子どもクラブ) H29:2か所(あおぞら児童クラブ、木立ゆめっ子クラブ)</p>	こども福祉課

施策の方向3 子育ても仕事もしやすい環境づくり

施策番号	取組・課題	担当課
1	<p>子どもの数は減少傾向にありますが、保育ニーズは多種多様化しており、保育所等への入所希望も増加しています。</p> <p>保育ニーズに対応するため、公立・私立の認定こども園化や保育園の開設、定員増加を行ってきました。</p> <p>【認定こども園への移行、新設及び定員増加施設】</p> <p>H27：こども園化（にじいろこども園、うめこども園）</p> <p>H29：こども園化（カトリック佐伯幼稚園、蒲江こども園）</p> <p>H30：新設（さくら保育園）、こども園化（ほんじょうこども園、なおかわこども園）</p> <p>H31：こども園化（ルンビニこども園）、定員増加（みなみ保育園、つるおか保育所）</p>	こども福祉課
2	<p>現状として、本市の企業においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業はありません。</p> <p>くるみん認定とは、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業を認定する制度です。</p> <p>大分県と連携して、県が実施する働き方改革の取り組みに関する経営者向けの勉強会や企業で取り組むリーダーを育成する講座の広報について、佐伯市工業連合会等を通じて行っています。</p> <p>各企業の中には、セミナーに参加し取り組みを始めている企業もありますが、認定には至っていません。</p>	商工振興課
3	<p>イクメンなどの言葉が広がり、父親の育児への意識が高まりつつあり、本市でもイベントに父親が参加する姿を多くみられるようになりました。</p> <p>父親と子どものみを対象とした行事も開催され、父親だけでも参加しやすいよう工夫がされています。</p>	こども福祉課



施策の方向4 子どもを安心して生み育てるまちづくり

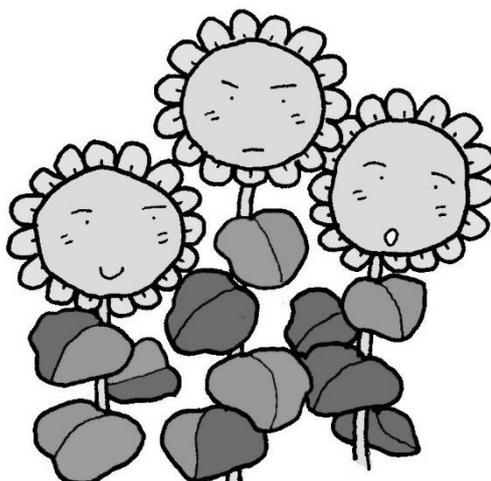
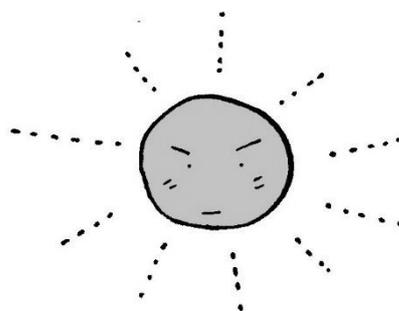
施策 番号	取組・課題	担当課
1	<p>佐伯市医師会の協力により、夜間・休日に救急医療を要する子どもを受け入れる佐伯市小児救急当番医事業も定着してきています。</p> <p>予防接種率の向上を図るため、必要に応じて電話や通知文にて接種勧奨を行うとともに、接種時に必要としていた予防接種カードを廃止し、接種しやすい体制を整備してきました。特に麻しん風しんの定期接種では、第1期・2期それぞれに勧奨時期を設定し、勧奨を強化しています。</p> <p>【麻しん・風しん第1期接種率】 H27:87.3%、H28:103.6%、H29:95.5%、H30:95.7%</p> <p>【麻しん・風しん第2期接種率】 H27:94.0%、H28:94.6%、H29:91.5%、H30:92.5%</p>	健康増進課
2	<p>本市の乳幼児健診受診率は高率を維持しています。</p> <p>また、乳幼児の成長発達を支援するだけでなく、健やかな成長に必要な正しい知識の普及啓発のための栄養指導・歯科指導・母親の育児不安軽減のための保健指導の対応を充実させてきました。数人の未受診者はいますが、未受診の理由や所在確認を確実に実施しています。</p> <p>また発達面に困りを感じる乳幼児の相談も増えており、5歳児発達相談会や巡回療育相談会の内容や開催回数を見直しを図り、早期療育につながる体制を整備してきました。</p>	健康増進課
3	<p>近年、集団教育の必要性やニーズの低下から、本市が実施する教室数は減少しています。</p> <p>8～9か月児を対象に実施するのびのび教室は、保護者が学習できる貴重な機会となっており、参加率は80%を超えています。</p> <p>また、地域の児童クラブや保育園・学校等の要望に応じて栄養教室や思春期教室を実施してきました。</p> <p>【のびのび教室参加率】 H27:84.5%、H28:83.4%、H29:87.2%、H30:85.0%</p>	健康増進課
4	<p>本市の出生数は年々減少しているものの、支援を必要とする家庭は増加傾向にあります。その中で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援を目標に、個別対応を充実させてきました。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までに実施できるよう努め、母親の要望により他市町村へ里帰り中の訪問を希望する場合は、他市町村の保健師へ協力を依頼しました。</p> <p>また訪問できていない家庭は、その理由の把握を確実に実施しています。</p> <p>【乳児家庭全戸訪問事業実施率】 H27:97.8%、H28:97.8%、H29:98.5%、H30:95.9%</p>	健康増進課
5	<p>子どもにかかる医療費の助成を行うことにより保護者の経済的負担を軽減し、その疾病の早期発見と治療を促進し子どもの保健の向上を図ることができました。</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成により、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上ができました。さいきっ子医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の事業費は、児童数の減少により費用は年々減少しています。</p> <p>【さいきっ子医療費助成】 H27:224,206千円、H28:214,841千円、H29:207,545千円、H30:199,785千円</p> <p>【ひとり親家庭等医療費助成】 H27:53,747千円、H28:53,592千円、H29:53,430千円 H30:51,826千円</p>	こども福祉課

施策の方向5 きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援

施策 番号	取組・課題	担当課
1	<p>◇健康増進課 支援を必要とするケースは増加傾向にあり、相談内容も複雑化してきています。</p> <p>子育てに関する窓口を健康増進課と周知し、虐待のおそれのあるハイリスクケースについては子ども福祉課と情報共有・連携する体制も整ってきておりB評価としています。</p> <p>今後も増加する相談に応じるための専門職や保健師のマンパワーの確保は課題となっています。</p> <p>【所内相談件数】 H27:1,646件、H28:1,522件、H29:1,756件、H30:1,731件</p> <p>【電話相談件数】 H27:1,764件、H28:1,922件、H29:1,645件、H30:2,858件</p> <p>◇こども福祉課 全国的に児童虐待相談対応件数が増加しています。その背景として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立が考えられます。</p> <p>家庭児童相談係では家庭児童相談員4名、臨床心理士2名、母子父子自立支援員2名を配置して相談を実施しています。</p> <p>【相談件数】 H27:2,317件、H28:2,205件、H29:2,054件、H30:1,840件</p>	健康増進課、 こども福祉課
2	<p>障害児通所給付は、件数が増加傾向にあります。障がい者相談支援センターすきっぷと情報連携を行いながら、サービスの支給決定を行っています。健康増進課が実施する1.6歳児、3歳児、5歳児健診時に児童発達支援が必要な子どものスクリーニングを行い、必要に応じて情報の連携を行いサービス給付へ繋げています。</p> <p>【障害児通所給付】 H27:1,649件、H28:2,064件、H29:2,192件、H30:2,448件 (件数は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援給付の合計)</p>	障がい福祉課
3	<p>ひとり親家庭への自立支援については、母子父子自立支援員が中心となって相談に対応して情報提供を行っています。保育所の待機児童数については、平成30年度から0人となっています。なお、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などは取り組みが不十分でした。</p> <p>【相談件数】 H27:1,494件、H28:1,362件、H29:1,280件、H30:1,382件</p> <p>【待機児童数】 H27:0人、H28:20人、H29:38人、H30:0人</p>	こども福祉課

施策の方向6 子どもが住みよいまちづくり

施策 番号	取組・課題	担当課
1	<p>保育所、放課後児童クラブにおいて待機児童が発生していることもあり、平成29年度に木立ゆめっ子クラブを整備、平成30年度に、老朽化した久部保育所の建替えに伴い、定員を60名から120名として佐伯市立つるか保育所の整備、そして、蒲江地区において保育所等4か所を統廃合しかまえこども園（仮称）を、令和2年度に開園する予定としています。</p> <p>その他、児童館等の老朽化による漏水等、各保育所施設で随時修繕を行っています。</p>	こども福祉課
2	<p>令和元年度も登下校時に交通事故に巻き込まれる事例が数件発生しています。他に放課後や休日にも自動車や自転車等の交通事故に遭遇しています。各学校では、交通安全教育や自転車の乗り方など学校全体で指導しています。</p> <p>また、登下校時には、スクールサポーターが見守りをしている学校もあります。中学校では、登下校時や部活動で自転車での移動の際は、必ずヘルメットを着用するように指導しています。</p>	学校教育課
3	<p>子どもを犯罪被害から守るため、市内で発生した子どもの犯罪被害に関わる情報や不審者情報については、その都度各小・中学校に周知して注意喚起を促しています。また、毎月の校長会議でも再度周知して注意喚起し徹底を図っています。</p> <p>近年増加傾向のSNSを介した犯罪への対処として、各小・中学校に年1回以上の教職員の情報モラルに関する研修を義務付けています。</p> <p>大分県警のスクールサポーターと連携して、少年犯罪に係る最新情報を収集したり、スクールサポーターによる各小・中学校の訪問を通して、子どもの犯罪被害の未然防止に努めています。</p>	学校教育課



4 第2期計画に向けた課題

(1) 統計資料からみた佐伯市の現状

① 児童人口

就学前児童人口は、2014（平成26）年の3,148人から年々減少しており、2019（平成31）年には2,630人となっています。

就学児童人口は、2014（平成26）年の3,505人から減少傾向にあり、2019（平成31）年には3,180人となっています。

② 世帯の状況

2015（平成27）年の6歳未満の世帯員がいるひとり親世帯の割合（いずれも他の世帯員がいる世帯を含む）は7.8%（県：6.2%、全国：5.0%）、12歳未満の世帯員がいるひとり親世帯の割合は12.4%（県：9.7%、全国：7.9%）となっており、県及び全国を上回っています。ひとり親世帯に対する支援が必要と考えられます。

2015（平成27）年の末子の年齢別共働き夫婦の割合は、0歳は35.1%（県：37.1%）、1～2歳は55.7%（県：54.6%）、3～5歳70.9%（県：66.2%）、6～8歳78.0%（県：71.5%）、9～11歳77.7%（県：75.4%）で、教育・保育の受け皿や放課後の子どもの居場所の需要が今後も高まると考えられます。

(2) ニーズ調査結果からみた佐伯市の現状

① 日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無

就学前、小学生ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した方の割合が高い一方、「いずれもない」と回答した方の割合も一定割合みられます（就学前：2013（平成25）年5.7% → 2019（平成31）年7.6%、小学生：2013（平成25）年6.4% → 2019（平成31）年8.2%）。

② お子さんの発育や発達について、気になることや不安を感じるこ

「行動面に関するこ」と回答する方の割合が58.7%で最も高く、次いで「言葉の発達に関するこ」が34.3%となっており、前回2013（平成25）年（行動面46.9%、言葉30.3%）と比較すると割合が上昇しています。

③ 気になることや不安に感じるここの相談先

「家族・親戚」とする割合が81.0%で最も高く、次いで「友人、知人」が50.4%となっています。前回2013（平成25）年との比較では「市役所」の割合が上昇しています（2013（平成25）年17.4% → 2019（平成31）年28.1%）。

ひとり親家庭の割合が高いことやお子さんを見てもらえる親族・知人がいない家庭、子ども発育や発達に気になることや不安を感じている家庭も一定割合いることから、支援を必要とする家庭に対し、今後も継続的に相談業務や訪問等の対応が必要と考えられます。

④就労の状況

母親の就労状況について、就学前では「フルタイムでの就労」または「パート・アルバイトでの就労」を合わせると69.8%、小学生では78.6%の母親が就労をしている状況にあります。また、前回2013（平成25）年と比較すると、就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない（2013（平成25）年35.0% → 2019（平成31）年28.5%）」「これまで就労したことがない（2013（平成25）年2.9% → 2019（平成31）年1.7%）」の割合が低下しており、母親の就労率が高くなっています。（大分県（就学前+小学生）：フルタイムでの就労、パート・アルバイトでの就労74.5%、以前は就労していたが、現在は就労していない22.8%、これまで就労したことがない1.5%（2018（平成30）年度子ども・子育て県民意識調査より））

2015（平成27）年国勢調査結果より、共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、末子の年齢が上がるにつれ共働きの割合が高くなる傾向にあり、末子が3歳以上の夫婦の約70%以上が共働きとなっています。母親の就労割合の増加や幼児教育の無償化に伴い、今後、教育・保育ニーズが高まることが予想されます。

⑤教育・保育事業の利用状況

教育・保育サービスを利用していない状況について「利用する必要がない」、「子どもがまだ小さいため」など自らの意思で教育・保育サービスを利用していない保護者がいる一方、「利用したいが教育・保育の事業に空きがない」など、保護者の意向以外による理由によって教育・保育サービスを利用できない保護者もいます。

しかしながら、前回2013（平成25）年と比較すると、「利用したいが、教育・保育サービスに空きがない」などの割合は、教育・保育サービスの受け皿整備にともない、わずかながら減少しています（就学前：2013（平成25）年10.7% → 2019（平成31）年8.3%）。

教育・保育の受け皿確保にあたっては、児童人口は減少するものの、共働き世帯の増加に伴う教育・保育ニーズの増加、幼児教育の無償化に伴う教育・保育ニーズの増加、保育士確保問題、待機児童や集団教育の充実など各地区の抱える問題などがあり、今後も各課題に応じた、教育・保育の受け皿の確保の対策が必要と考えられます。

2018（平成30）年度以降は、待機児童は解消されているものの、保育士確保問題があり、再び待機児童の発生や一時預かり等のサービスが受けられない状況が想定されます。

また、佐伯市では5歳児を幼稚園にて受け入れており、午後以降の預かりを放課後児童クラブにて対応していることから、幼児教育の無償化の恩恵が受けられない可能性があります。

⑥放課後の子どもの居場所について

希望する放課後の子どもの居場所は、就学前（5歳児以上のみ回答）では「放課後児童クラブ」が66.2%、小学生においても「放課後児童クラブ」が52.5%となっており、半数以上が「放課後児童クラブ」を希望しています。また、希望する放課後の子どもの居場所を前回2013（平成25）年（就学前：59.6%、小学生：41.5%）と比較すると、共働き世帯の増加等から「放課後児童クラブ」と回答した方の割合は上昇しています。

第1期実績報告より、放課後児童クラブの利用については、待機児童が発生している状況にあり、今後も放課後児童クラブの定員拡充が望まれています。

また、放課後児童クラブの長期休暇中の利用希望についても、ほとんどの方が利用を希望しており、長期休暇中の児童クラブの利用ニーズに対応する必要があります。

（3）第1期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画評価からみた佐伯市の現状

①子ども・子育て支援事業計画

教育・保育の確保方策において、第1期計画期間当初は、待機児童が発生していたものの、2018（平成30）年には待機児童が解消されています。

地域子ども・子育て支援事業の「放課後児童健全育成事業」は、利用申請者数に対し、定員数は確保できているものの、地域によっては待機が発生している状況にあります。

②次世代育成支援対策行動計画

次世代育成支援対策行動計画の庁内評価結果より、各施策は、概ね「個別目標の達成に向けておおむね順調に進展している」と評価されているものの、施策の方向「1子どもたちが健やかに育つ遊び・文化・教育環境の整備」及び施策の方向「3子育ても仕事もしやすい環境づくり」については、「現状維持（現状維持でやむなしも含む）」、「個別目標達成の進捗状況が停滞している」の評価がみられます。

第3章 計画の基本理念、基本的な視点

1 基本理念

佐伯市の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、第1期計画を継承し、引き続き「いつも子どもが まんなか」を基本理念として掲げます。

基本理念

「いつも子どもが まんなか」

～ 子どもの笑顔はさいきの元気、

すくすく育てさいきっ子 ～

「子が宝」といわれるように、佐伯市では、子育て・子育て支援が、子どもにとってよいものであるかを常に考えてきました。子育て支援は、単に保護者の育児の肩代わりをするものではなく、子どもたちの健やかな育ちを支え、子どもたちを笑顔にするものでなくてはなりません。

子どもは、地域をつなげ、未来をつないでいきます。子どもたちを地域や社会全体で支援していくことが必要です。みんなが、「いつも子どもが『まんなか』にいる」という心を持ち、子どもたちが心豊かにいきいき育つまちをつくっていきます。常に子どもたちにたいしていものが何かを考え、子ども・子育て支援を進めていきます。



2 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

(1) 子どもの育ちの視点 ～ 子どもが笑顔になるために ～

人にとって、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、学童期には、その基礎の上に、学習や様々な体験・交流活動などを通し、それぞれの個性に応じた発達が図られていきます。乳幼児期から学童期まで、人として生きていく土台をしっかりと作り、様々な人とのかかわりや体験を通して、それぞれの個性や発達に応じて、心豊かで健やかな育ちを育む取組を進めます。

(2) 親としての育ちの視点 ～ 子どもの笑顔を見るために ～

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得られない子育て家庭が増えつつあります。また、自身の子どもができるまで、赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま、親になることが増えています。そのような状況から、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まりつつあります。子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じ、楽しく、安心して子育てをできる取組を進めます。

(3) 子育てを支える地域の視点 ～ みんなで笑顔になるために ～

少子高齢化、人口減、女性の社会進出、生活様式の変化等に伴い、家庭や地域における子育ての力が低下しています。子育ては、保護者が第一義的責任を有するものですが、地域の人々とのつながりを持ち、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要とされます。保護者のみならず、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加し、地域社会全体で子ども・子育て支援を行う取組を進めます。

3 施策体系

基本理念	基本的視点	基本目標	施策の方向性
<p>「いつも子どもが まんなか」く子どもの笑顔はさいきの元気、すくすく育てさいきつ子く</p>	<p>子どもが笑顔になるために・子どもの笑顔をみるために・みんなで笑顔になるために</p>	<p>く 子どもたちが健やかに育つ環境づくり</p>	<p>【施策の方向性1】 地域における子育て・子育ての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域における子育て・子育て支援サービスの充実 ②保育サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもの健全育成 ⑤地域における人材育成 <p>【施策の方向性2】 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 ③家庭や地域の教育力の向上
		<p>境づくり 子育ても仕事もしやすい環境</p>	<p>【施策の方向性3】 子育てを支援する生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①良質な住宅の確保 ②安全な道路交通環境の整備 ③安心して外出できる環境の整備 ④安全・安心なまちづくりの推進等 <p>【施策の方向性4】 職業生活と家庭生活との両立の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
		<p>育てる環境づくり 子どもを安心して産み育てる環境づくり</p>	<p>【施策の方向性5】 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦・乳幼児への保健対策 ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 ③「食育」の推進 ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり ⑤小児医療の充実 ⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
		<p>子どもと親への支援 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援</p>	<p>【施策の方向性6】 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭の自立支援の推進 ③障がい児施策の充実 ④子どもの居場所づくりの支援

第4章 施策の展開

1 【施策の方向性1】 地域における子育て・子育ての支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、保育所・認定こども園、学校、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

さらに、これらの情報をすべての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加を促進します。

(1) 地域における子育て・子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要となります。

【施策の展開】

施策	預かり保育
施策内容	保護者の就労支援として、公立・私立幼稚園において、預かり保育を実施していますが、公立幼稚園における預かりは、現在行っている渡町台幼稚園、鶴岡幼稚園、よのうづ幼稚園以外の園では、職員数確保の点から預かり保育の実施が困難な状況にあります。 私立保育園等においては、今後も、保護者の就労支援として、関係機関と連携し、幼稚園教諭の確保に努め、預かり保育の実施に努めます。
担当課	こども福祉課、学校教育課
施策	一時預かり
施策内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・保育所等で一時的に預かる事業です。 今後は、令和2年秋に開館予定のさいき城山桜ホール内に一時預かりに特化した機能を設けるほか、保護者の求職活動やリフレッシュ等の支援として、引き続き、一時預かりの実施に努めます。
担当課	こども福祉課、学校教育課
施策	休日保育の実施
施策内容	休日（日曜日・祝日等）において、保護者が就労などで児童の保育ができない場合に保育を行う事業です。 現在実施していない事業ですが、休日保育のニーズに対応するため、今後、私立保育園等と連携した事業の実施や経済的負担を考慮した利用料の設定を検討します。
担当課	こども福祉課

施策	地域子育て支援拠点事業
施策内容	<p>少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。</p> <p>本市では、市内7か所に地域子育て支援拠点を設置し、子育て中の親子の交流、相談・援助、情報提供等を行っています。</p> <p>利用者は、保育所入所前の0～1歳の利用が多く、今後は、令和2年秋に開館予定のさいき城山桜ホール内に新たな拠点を整備するとともに、既存の拠点や児童館のあり方の検討を行うなど、より利用しやすい拠点づくりを目指します。</p>
担当課	こども福祉課

施策	ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援事業)
施策内容	<p>本市では、家庭訪問型子育て支援事業を実施しており、利用者は少ないものの子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っています。</p> <p>今後は、令和2年4月に開設予定の子育て世代包括支援センターと連携し、子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っていきます。</p>
担当課	こども福祉課、健康増進課

(2) 保育サービスの充実

新制度では、多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、保育所や認定こども園から小学校生活にうまく適応できるよう、円滑な接続を図っていく必要があります。

また、これらの取り組みが着実に実施できるよう、保育士及び幼稚園教諭（以下、保育士等）の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

【施策の展開】

施策	幼児教育・保育環境の向上
施策内容	<p>幼児教育・保育を充実させるため、集団規模の確保と就労家庭への子育て支援として、認定こども園の設置を推進してきました。</p> <p>今後も少子化の進行が予想されることから、引き続き、認定こども園の設置を推進し、ニーズに対応する保育サービスの提供と質の向上を目指すとともに、佐伯市立幼稚園・保育所のあり方検討委員会において、公立幼稚園の適正な園児数など幼稚園、保育園のあり方について検討を行います。</p>
担当課	こども福祉課、学校教育課

施策	幼児教育・保育の充実
施策内容	<p>乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園を支援しながら、「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力などの非認知的能力※の育成を図ります。</p> <p>※非認知的能力とは、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力などのことをいい、数がわかる、字が書けるなど、IQなどで測れる力を「認知的能力」とよび、IQなどで測れない内面の力を「非認知的能力」と呼びます。</p>
担当課	こども福祉課、学校教育課

施策	幼児教育・保育施設と小学校の連携
施策内容	<p>幼児教育・保育から小学校教育への円滑な移行が図られるよう、すべての園において「アプローチカリキュラム」、「スタートカリキュラム」、園児の体験入学などを実施しており、子どもがスムーズに学校生活を送れるよう、連携を深めていきます。</p>
担当課	学校教育課、こども福祉課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援のニーズが多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も様々であり、子どもや子育て家庭の状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。

このため、地域全体で子育て支援を支えることができるよう、子育て支援のネットワークの維持や充実を図ります。

【施策の展開】

施策	「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」
施策内容	<p>民生委員・児童委員・主任児童委員が全小学校区に配置されており、子育て家庭の相談や地域の福祉相談に応じています。</p> <p>特に、子育て家庭の困りごとを早期に発見できる支援体制の構築や気軽に集まれる居場所づくりとして、民生委員・児童委員・主任児童委員が「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」の運営支援に積極的に関わっています。</p> <p>今後も、地域の子育て支援体制を維持しながら、気軽に相談ができる関係・環境づくりを推進します。</p>
担当課	社会福祉課、こども福祉課、健康増進課

(4) 子どもの健全育成

共働き家庭が多くを占める現代において、小学生の放課後対策の充実が不可欠となっています。放課後児童クラブの整備や、放課後子ども教室、身近な施設を活用した居場所づくりなど、子どもたちが安全に過ごせる場所の確保に努めます。

【施策の展開】

施策	放課後児童クラブ
施策内容	<p>就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。</p> <p>これまで、幼稚園児も放課後児童クラブを利用してきましたが、この5年間に5か所の放課後児童クラブの施設整備を行い、定員数の拡大を図るとともに、認定こども園の設置、幼稚園の一時預かりを開始し、幼稚園児の利用減少に取り組んできました。しかし、共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、小学生の受け入れが困難となっているクラブも生じています。また、幼稚園児と小学生では活動に差があるため、過ごしやすい環境の提供が難しい側面もあります。</p> <p>今後は、利用を希望する小学生の受け入れができるよう、小学校の空き教室の活用を中心として、施設整備や支援員確保の方法について検討します。</p>
担当課	こども福祉課

施策	放課後子ども教室
施策内容	<p>放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の空き教室等を活用して、地域の大人に企画・運営・参加してもらい、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。</p> <p>本市では、放課後子ども教室は、放課後児童クラブがある全ての小学校で実施されており、児童クラブに通う児童の一部も放課後子ども教室を利用しています。</p> <p>今後も、放課後の子どもの居場所づくりの一環として、子どもたちが安全に過ごせる場所の提供に努めます。</p>
担当課	社会教育課

施策	新・放課後子ども総合プランの推進
<p>施策内容</p>	<p>国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施または各学校の余裕教室の徹底活用による一体的な実施に努めます。</p> <p>○放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標量 放課後児童クラブの目標事業量は、量の見込みと確保の方策に基づき、必要に応じて施設整備を進め、令和6年度段階で1,145人/年とします。</p> <p>○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量 令和6年度までに、13か所整備することを目指します。</p> <p>○放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画 令和6年度までに、全小学校区の100%に整備することを目指します。</p> <p>○具体的な方策について 放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的又は連携して実施するために、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容検討、安全管理ができるよう、定期的な打ち合わせの場を設けていきます。 さらに教育委員会部局と福祉部局の連携については、放課後児童クラブを所管している「こども福祉課」と放課後子ども教室を所管している「社会教育課」が十分に連携を図り、他関係機関との調整を図りながら、放課後等の安全・安心な居場所確保のため、学校施設の活用や地域の実情に応じた児童クラブの開所時間延長を検討していきます。</p>
担当課	こども福祉課、社会教育課

施策	児童館
<p>施策内容</p>	<p>児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、現在、佐伯児童館、上浦児童館、弥生児童館、蒲江児童館の4つの児童館が開設されています。</p> <p>児童館の就学児童の利用人数は、児童数の減少や放課後児童クラブの利用、塾やスポーツ活動など放課後の過ごし方の多様化に伴い減少傾向にあります。したがって、乳幼児親子の利用が増えていることや施設の老朽化などを踏まえ、機能移転を含めた児童館のあり方を総合的に検討していきます。</p>
担当課	こども福祉課

(5) 地域における人材育成

教育・保育事業を展開するにあたっては、施設等の確保だけではなく、保育士等などの人材の確保が必要となります。保育士等の不足が常態化している状況の中、関係機関との連携により人材確保に努めます。

【施策の展開】

施策	保育士等の育成・確保の強化
施策内容	幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、関係機関と連携し、育成・確保に努めます。現在、保育園等就職準備支援事業(※)を行っています。今後は人材の育成・啓発につながるような中高生からの保育現場体験などを検討していきます。
担当課	こども福祉課

※ 新卒保育士が市内で就職する場合、就職準備金として50万円を貸し付け、3年間の就労で全額免除する事業



2【施策の方向性2】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成のため、子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努める必要があります。子どもたちの発達段階に応じて個性や「生きる力」を伸長できるよう、特色ある学校教育、安心安全な教育環境づくりの充実に取り組みます。

さらに、子どもたちの健全育成を家庭や地域全体で見守り、支えていくことが重要であり、家庭や地域社会の子育て力の向上への取り組みを推進します。

(1) 次代の親の育成

子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、子どもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うことになります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発に努めます。

また、中学生、高校生等が、子育て・子育ての意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進します。

【施策の展開】

施策	思春期における保健・福祉体験学習事業
施策内容	思春期に生命の尊厳や性に関する教育を行うことにより子どもたちの心身の健全な育成を図れるよう、乳幼児と中学生等の福祉体験学習等を推進し、乳幼児とのふれあいの中で、父性・母性の育成を図ります。
担当課	学校教育課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育環境の構築に努めます。

【施策の展開】

施策	校区ネットワーク会議の推進
施策内容	核家族化による家庭力の低下等により、子育てへの不安や、学校への不安の声が見受けられ、身近な地域社会との連携が必要となっています。 本市では、学校と家庭、地域社会が連携して子どもを育てる「地域協育」の中核組織となる「校区ネットワーク会議」を各中学校区に設置しています。 また、コーディネーターとして「地域学校協働活動推進員」を各地区公民館に配置することで、情報の共有化や事業の準備・実施の円滑化を図っています。 今後も、本事業を推進するとともに、学校が主催する「コミュニティースクール」とも連携して活動の充実に努めていきます。
担当課	社会教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

地域の特色や多様性を生かし、学校の授業では体験できない体験や学習等を通して、

地域の人たちとの交流のなかで、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を総合的に育成する取組みに努めます。

【施策の展開】

施策	家庭教育の推進
施策内容	就学前の親子を対象に、地域の家庭教育支援チームが、佐伯市のオリジナルプログラム「子バンダプログラム」(親子参加型の家庭教育講座)を実施し、親育ちのための子育てのヒントを伝えるほか、親同士の交流の機会を与え、子どもが心豊かに過ごせる家庭環境への支援に取り組みます。
担当課	社会教育課、こども福祉課
施策	子どもの文化活動の推進と支援
施策内容	9つの市町村が合併してできた佐伯市には、地域ごとに様々な歴史や伝統があり、小学生を対象とした、勾玉作り・金兜作り、縄文土器作りといった歴史体験教室や専門講師を派遣し、アート教室を開催するなど芸術文化に触れる機会を提供しています。 今後も歴史資料館や学校と連携し、郷土の文化や歴史を学ぶ事業や各種芸術活動の場の提供に努めます。
担当課	社会教育課
施策	地域や自然とふれあう体験交流
施策内容	佐伯市は、山、川、海という豊かな自然に恵まれ、四季折々の自然に触れることができます。 その恵まれた環境を生かし、より多くの子どもたちが自然と親しむ環境づくりに努め、自然を大切に子どもを育成するため、今後、具体的な方法を検討・協議します。
担当課	こども福祉課、社会教育課

3【施策の方向性3】子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止に努めます。

(1) 良質な住宅の確保

近年では、赤ちゃんや子どもの声が生活騒音と捉えられるなど、子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、親子がともに楽しい時間を過ごすことのできる住環境を確保することが求められています。

【施策の展開】

施策	子育て世帯リフォーム支援事業
施策内容	子育て世帯の住環境の向上を図るため、18歳未満の子どもがいる世帯が行う持ち家の改修工事などに対し補助を行っています。 今後も、本事業の周知と事業継続に努めます。
担当課	こども福祉課

(2) 安全な道路交通環境の整備

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路等の点検を行い、交通安全施設の整備、道路照明等の安全対策を行っていきます。

【施策の展開】

施策	子どもの交通安全活動の推進
施策内容	登下校時の交通安全運動や、子どもを対象とした交通安全教室の開催など、子どもを交通事故から守る取組を行っており、各学校では、交通安全教育や自転車の乗り方など学校全体で指導しています。 今後も、交通安全教室の実施や通学路の点検など、学校や保護者、地域の見守り隊、警察などの関係機関と連携しながら、児童生徒の安全性が確保できるよう取り組みます。また、保育所やこども園等においても、園外保育マニュアルを毎年見直すなど園児や保育士等の安全確保に取り組みます。
担当課	学校教育課、こども福祉課



(3) 安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、公共施設などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置などの取組を進め、子育て家庭の外出を支援します。

【施策の展開】

施策	赤ちゃんスマイルスポット事業
施策内容	乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組の一環として、外出中に授乳やオムツ替えなどの必要が生じた場合に、気軽に立ち寄ることができる施設「赤ちゃんスマイルスポット」を設置しています。 今後も、公共施設のほか、民間施設とも協働し、地域社会全体で子育て家庭を支える意識を高めていきます。
担当課	こども福祉課

施策	公共施設等のバリアフリー化の推進
施策内容	大分県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。 今後検討している施設整備においても、子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるようバリアフリー化を推進します。
担当課	障がい福祉課、建築住宅課

(4) 安全・安心なまちづくりの推進等

子どもを交通事故や犯罪から守るため、警察、保育所、認定こども園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

【施策の展開】

施策	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
施策内容	子どもを交通事故や犯罪被害から守るため、教育委員会と学校、警察等の関係機関との連携による情報の伝達・共有を推進します。 警察との連携については、スクールサポーターを活用するとともに、犯罪被害にあった子どもたちの支援については、県教育委員会とも連携しながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、佐伯市教育支援センター教室「グリーンプラザ」を活用して、対応を図ります。
担当課	学校教育課、こども福祉課

4【施策の方向性4】職業生活と家庭生活との両立の推進等

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

男女がともに子育てを担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められていますが、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

【施策の展開】

施策	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
施策内容	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を目指すため、事業所に対し育児休業の推進や従業員の余暇時間の創出などの普及啓発を図ります。 また、大分県と連携して、県が実施する働き方改革の取り組みに関する経営者向けの勉強会や企業で取り組むリーダーを育成する講座等の情報提供、佐伯市独自の取組みとして、事業所向けの「雇用管理セミナー」等を実施し事業所に対し制度の理解と浸透に向け取り組みます。
担当課	商工振興課
施策	男性の育児参加の促進
施策内容	働く女性の増加や核家族化などから子育て中の母親が孤立化する傾向にあり、子育て中の家庭における父親の役割が大きく期待されています。 近頃では、イクメンなどの言葉が広がり、父親の育児への意識が高まりつつあり、本市でもイベントに父親が参加する姿を多くみられるようになり、父親と子どものみを対象とした行事も開催されています。 今後も、母親、父親がそれぞれに責任を持ち、家庭においてともに子育てをすることを旨とした啓発に取り組むとともに、父親が参加しやすいイベント等を行っていきます。
担当課	こども福祉課、人権・同和対策課

5【施策の方向性5】母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供の充実に向けた取組などを進めます。

(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。

妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、順調に成育できるよう指導・支援を推進します。

また、乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努めます。

【施策の展開】

施策	乳児家庭全戸訪問事業
施策内容	乳児の健康管理及び保護者の育児支援等の助けになるよう、保健師等専門職による乳児全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行っています。母親の要望により他市町村へ里帰り中の訪問を希望する場合は、他市町村の保健師と連携をとっています。 また、訪問できていない家庭は、その理由を確実に把握しています。 今後も育児負担感や不安等を把握し、支援ができるように取り組んでいきます。
担当課	健康増進課
施策	乳幼児健康診査事業
施策内容	所内相談及び電話・訪問相談など、気軽に相談できる体制を整えており、乳幼児健診受診率は高率を維持しています。 乳幼児健康診査事業では、乳幼児の成長発達を支援するだけでなく、健やかな成長に必要な正しい知識の普及啓発のための栄養指導・歯科指導・母親の育児不安軽減のための保健指導の対応を充実させています。 数人の未受診者はいますが、未受診の理由や所在確認は把握できており、今後も各健診の必要性や受診方法を周知し、受診勧奨を行っていきます。
担当課	健康増進課
施策	のびのび教室の開催
施策内容	8～9か月児を持つ親を対象に育児学級（のびのび教室）を開催しており、保護者が学習できる貴重な機会として参加率も80%を超えています。 今後も、引き続きのびのび教室を実施し、安心して子育てができるための知識の普及啓発に努めます。
担当課	健康増進課

施策	予防接種事業
<p>施 策 内 容</p>	<p>疾病予防のため予防接種を推進し、法定の予防接種に加え、おたふくかぜワクチンの接種の助成を行い、無料で接種を受けられるようにしています。</p> <p>併せて、令和元年10月から、中学生までを対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成を始め、予防接種の勧奨を行うとともに、子育て世代の経済的支援も行っています。</p> <p>また、予防接種率の向上を図るため、必要に応じて電話や通知文にて接種勧奨を行うとともに、接種時に必要としていた予防接種カードを廃止し、接種しやすい体制を整備してきました。特に麻しん風しんの定期接種では、第1期・2期それぞれに勧奨時期を設定し、勧奨を強化しています。</p> <p>今後も、予防接種の重要性についての普及啓発、乳幼児健診時に接種履歴の確認、未接種者への勧奨を確実にし、接種率の向上に努めます。</p>
担 当 課	健康増進課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

ゲームやSNS等による睡眠不足や過度のダイエットによる体調不良、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や薬物乱用など、思春期の子どもたちを取り巻く状況は、決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるよう家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。

【施策の展開】

施策	思春期保健対策
<p>施 策 内 容</p>	<p>地域の児童クラブや保育園・学校等の要望に応じて栄養教室や思春期教室を実施しています。</p> <p>今後も継続して思春期保健対策の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化していきます。</p>
担 当 課	健康増進課

施策	情報モラル教育の推進
<p>施 策 内 容</p>	<p>近年増加するSNSを介した犯罪に子どもたちが巻き込まれないために、各小・中学校において、情報モラル教育に係る教職員への研修や、子どもたち・保護者向けの講座に取り組むことを通して、具体的な知識を身に付けるとともに、危機意識を高めます。</p>
担 当 課	学校教育課

(3) 「食育」の推進

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

【施策の展開】

施策	さいき『食』のまちづくりレシピの推進
施策内容	さいき『食』のまちづくりレシピ(佐伯市食育推進計画)に基づき、保護者や乳幼児を対象に、離乳食や幼児食の指導・周知を乳幼児健診時を中心として行うとともに、各ライフステージに沿った健康づくりに関する研修会や学習会等の実施に努めます。
担当課	まちづくり推進課、健康増進課

施策	望ましい食習慣の形成を図る食育の推進
施策内容	望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭と担任の連携による教科や給食等を利用した指導の実施、「弁当の日」取組み校の増加、佐伯市食育推進会議との連携を図り、家庭、地域への食育についての啓発活動を推進します。
担当課	まちづくり推進課、学校教育課

(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

子どもたちの健やかな成長を支援していくため、地域社会全体で子どもを育てる観点から、地域と家庭、学校による相互連携をさらに強化していくことが求められています。

【施策の展開】

施策	母親クラブ・育児サークル活動の支援
施策内容	母親クラブは児童を持つ母親などの連帯組織で、地域における文化活動や世代間交流など、児童福祉の向上を図るための活動を行っており、食育活動やイベント、学校・公民館行事の支援等を通して、地域において母親の視点から子どもの育ちを支えています。 今後の活動については、地域により母親クラブの数や活動に差が生じていることから、母親クラブという形にとらわれず、地域全体で子どもの育ちを支える方向へと支援のあり方を検討していきます。
担当課	こども福祉課

(5) 小児医療の充実

地域で安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう小児医療体制の維持・確保、子育て世帯の経済的支援として、医療費助成を実施します。

【施策の展開】

施策	小児医療体制の維持・確保
施策内容	小児医療体制のさらなる充実を図るため、市内の小児科医療機関による当番医制度を導入し、佐伯市医師会の協力のもと、夜間・休日に救急医療を要する子どもを受け入れる佐伯市小児救急当番医事業も定着してきています。今後も、小児医療体制の維持・確保に努めます。
担当課	健康増進課

施策	さいきつ子医療費助成事業
施策内容	子育て世帯の経済支援として、中学生までの医療費を無料としており、疾病の早期発見と治療を促進し子どもの保健の向上を図っています。今後も、本事業を継続し、子育て世帯の経済的支援、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
担当課	こども福祉課



(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援が重要であり、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行います。

【施策の展開】

施策	子育て世代包括支援センターの構築
施策内容	出生数は年々減少しているものの、支援を必要とする家庭は増加傾向にあり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない支援を目標に、個別対応を充実してきました。 今後も、母子健康手帳の交付から切れ目のない支援ができる体制を強化するために、子育て世代包括支援センターの構築を図ります。
担当課	健康増進課
施策	妊婦健康診査による支援
施策内容	国が示す望ましい基準の健診について、すべての妊婦が受診できるよう、体制及び受診回数、検査項目を確保します。
担当課	健康増進課
施策	産後ケアの充実
施策内容	症状の強弱に差はあっても誰にでもおこる可能性のある産後うつ等に対応するため、母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保と充実を図ります。
担当課	健康増進課
施策	不妊治療への支援
施策内容	不妊治療を受けている夫婦に、人工授精費用の助成を行う子宝支援事業を継続実施して、経済的負担の軽減を図ります。また、事業実施にあたっては、大分県特定不妊治療費等助成事業とも連携し取り組むこととします。
担当課	健康増進課

6 【施策の方向性6】 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

様々な事情によりきめ細かな支援が必要な子どもに対して、地域や行政を含むすべての関係機関が連携して手を差し伸べ、支えることが大切です。

いじめや不登校、児童虐待、生活困窮など、子どもをめぐる深刻な社会問題に対しても適切な対応が迅速にできる体制を整えていく必要があります。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

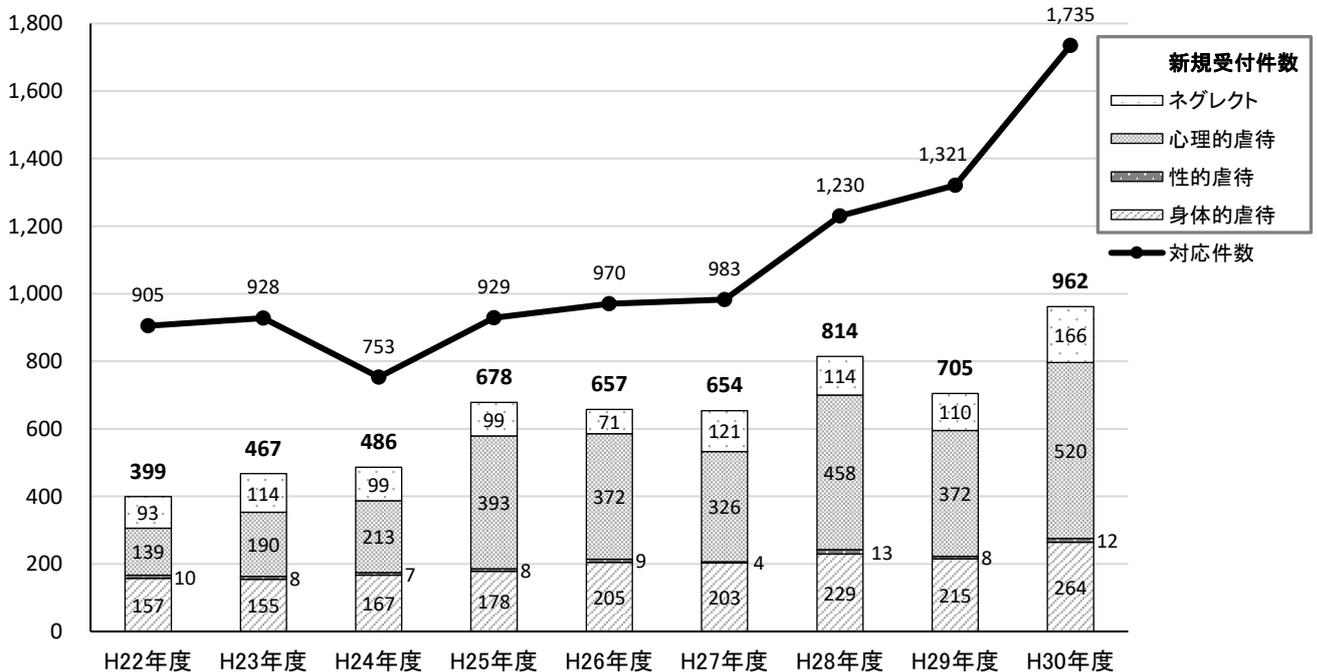
さらに、障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについてノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりの構築に取り組みます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家族関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

大分県の児童相談所における児童虐待相談件数の推移をみると、対応件数は年々増加し、2018（平成30）年度は1,735件となっており、新規受付件数は962件となっています。

大分県の児童相談所における児童虐待相談件数の推移



※新規受付件数：当該年度中に児童相談所が新たに虐待相談として受理した児童数（世帯数）。

※対応件数：当該年度中に児童相談所が虐待相談に関して対応した延べ件数。過年度に受け付けた相談に対する継続対応も含む。また、1児童について複数回の対応を行った場合はそれぞれを計上している

【施策の展開】

施策	養育支援訪問事業
施策内容	<p>子育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や、その他様々な原因で養育支援を必要とする家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減するよう支援を行います。</p> <p>子育てに関する窓口を健康増進課と周知し、虐待のおそれのあるハイリスクケースについてこども福祉課と情報共有・連携する体制を構築しています。</p> <p>支援を必要とするケースは増加傾向にあり、相談内容も複雑化してきており、専門職や保健師のマンパワーの確保が課題となっています。</p> <p>今後は、子育て世代包括支援センターを中心とした相談窓口の明確化と個別ニーズに応じたきめ細かな支援を実施していきます。</p>
担当課	健康増進課、こども福祉課
施策	家庭児童相談事業
施策内容	<p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、子ども（0～18歳）に関するあらゆる相談支援（養育・しつけ・性格・非行・障がい・児童虐待等）を行う事業です。</p> <p>本市では、家庭児童相談員4名、臨床心理士2名、母子父子自立支援員2名を配置して相談を実施しています。</p> <p>今後も、養育支援等を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生予防を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p> <p>また、虐待の恐れがあるケースの発見など、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有できるよう努めます。</p>
担当課	こども福祉課、健康増進課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

また、ひとり親家庭の資格取得を支援するため、今後、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めます。

【施策の展開】

施策	ひとり親家庭自立支援の推進
施策内容	ひとり親家庭への自立支援として、母子父子自立支援員を2名配置し、相談に対応しています。 今後も、相談体制を充実していきます。
担当課	こども福祉課

施策	ひとり親家庭医療費助成事業
施策内容	母子家庭、父子家庭および父母のいない児童が保険診療した医療費の自己負担額を助成する事業です。 児童数の減少により助成額は、年々減少していますが、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を目的として、今後も本事業を実施していきます。
担当課	こども福祉課

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

【施策の展開】

施策	障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進
施策内容	平成30年3月に「佐伯市障がい者計画(第3次)・佐伯市障がい福祉計画(第5期)・佐伯市障がい児福祉計画(第1期)」を一体的に策定しており、障がい児福祉計画では、基本方針に「障がい児の利益考慮と健やかな育ちの推進」、「障がい児への早期且つ一貫性のある支援の提供」、「地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進」、「質の高い支援の充実と関係機関との連携の推進」を掲げています。 今後も、佐伯市障がい児福祉計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、障がい児及び障がいが見込まれる児童へのサービス提供が円滑に行われるよう対応します。
担当課	障がい福祉課

(4) 子どもの居場所づくりの支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、2014（平成26）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。この大綱では、貧困の世代間連鎖の解消、子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施、実態を踏まえた対策を基本方針として、子どもの貧困の改善に向けた取り組みが求められています。

子どもの貧困対策の取り組みとして、生活困窮家庭を含むすべての子どもに対し、子どもの健全育成の観点から、放課後の子どもの居場所づくり(子ども食堂・学習支援)の充実を図ります。

【施策の展開】

施策	子ども食堂・学習支援
施策内容	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの生活面から学習面まで多面的に支援するため、食事の提供や学習支援など関係団体等と連携し、子どもの居場所づくりを支援します。
担当課	こども福祉課

施策	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進
施策内容	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランに基づき、学校における学習支援や進路相談、スクールソーシャルワーカーを活用した家庭支援、教育委員会における就学援助や各種奨学金の情報提供などに努めます。
担当課	学校教育課



**第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
と確保方策、実施時期**

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ・教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。



(2) 区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット

区域の設定範囲	メリット		デメリット	
	利用者側	運営（行政等）側	利用者側	運営（行政等）側
区域の設定範囲が狭い場合 小学校区 中学校区	<ul style="list-style-type: none"> 区域内に施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。 住み慣れた地域で幼保小等の一貫した利用ができる。 		<ul style="list-style-type: none"> 限られた地域内での教育・保育の利用が主になることから、子どもたち同士の繋がりも限られ、多様な交流機会が確保されにくい。 少子化が進行していくと、集団保育の実施が難しくなり、社会性が育まれにくくなるなど集団保育の良さが享受できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じ、財政的な負担が大きくなる。また一時的な需要の増減に左右されやすく、施設運営も不安定になる。 (⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要が生じる。)
市全域 区域の設定範囲が広い場合	<ul style="list-style-type: none"> 少子化傾向で推移していく中、安定的に集団保育を受け（提供する）ことができる。 集団保育により社会性が育まれたり、子どもたち同士が切磋琢磨するなど、子どもの成長にプラスの面が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。また、施設を集約することで、施設整備に係る財政的な負担を軽減できる。需給調整が市全体で柔軟に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅から容易に移動できる距離に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、送迎面等で負担が現状より大きくなる可能性がある。 	

※ ←----→ 対極にある内容

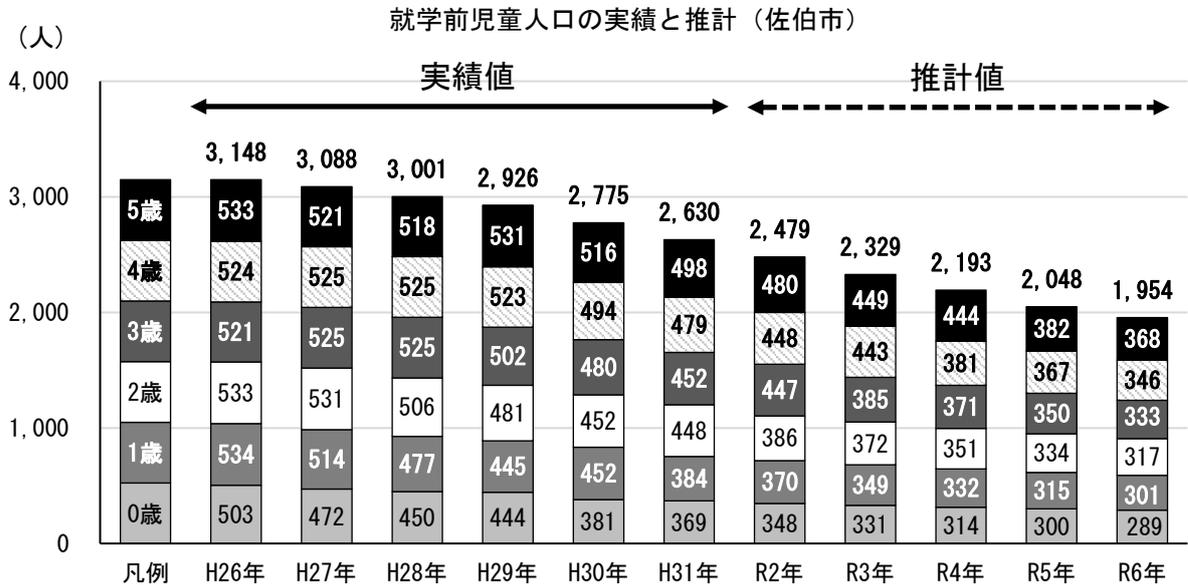
(3) 佐伯市における教育・保育提供区域の考え方

本市の人口規模や地域資源等を勘案すると、市全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本市においては教育・保育提供区域を市全域と設定します。

2 人口推計

(1) 就学前児童人口(0～5歳)

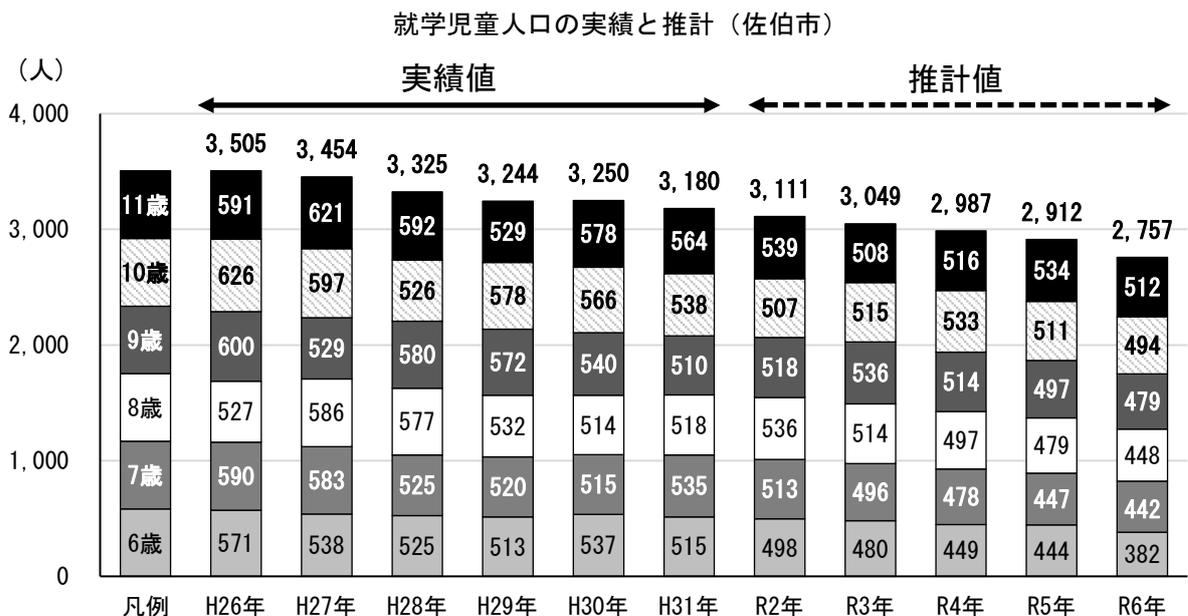
佐伯市の就学前児童人口は、2014（平成26）年の3,148人から2019（平成31）年には2,630人と、518人減少しています。今後5年間の就学前児童の推計人口も減少傾向で推移し、計画期間最終年の2024（令和6）年には1,954人になると予想されます。



※実績人口：佐伯市住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 就学児童人口(6～11歳)

佐伯市の就学児童人口は、2014（平成26）年の3,505人から減少傾向で推移し、2019（平成31）年には3,180人と325人減少しています。今後5年間の就学児童の推計人口も減少傾向で推移し、計画期間最終年の2024（令和6）年には2,757人になると予想されます。



※実績人口：佐伯市住民基本台帳（4月1日現在）

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めなければいけません。

市内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園等)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

保育の必要性の認定区分

【1号認定】3-5歳 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)

【2号認定】3-5歳 保育の必要性あり(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)

【3号認定】0-2歳 保育の必要性あり(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

(2) 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の見込み・確保方策

1号認定+2号認定(教育ニーズ)実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①実績【人】	799	795	760	709	625

1号認定+2号認定(教育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市全域	①量の見込み【人】	658	611	572	525	501
	②確保方策	764	764	764	764	764

※幼児数の減少が見込まれるため、実績に応じた定員設定の見直しを行い、確保方策とします。

(3) 2号認定(保育ニーズ)の実績・量の見込み・確保方策

2号認定(保育ニーズ)実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①実績【人】	591	617	641	643	696

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市全域	①量の見込み【人】	717	666	624	574	546
	②確保方策	783	783	783	783	783

※令和2年度に、蒲江こども園、竹野保育所、西浦保育所、森崎保育所が統合するため、定員の見直しを行いました。

(4) 3号認定(0-2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

3号認定(0-2歳児)実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①実績【人】	585	556	546	558	551

3号認定(0-2歳児)量の見込み・確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市全域	①量の見込み【人】	548	524	496	471	449
	②確保方策	757	757	757	757	757

※令和2年度に、弥生こども園が増員、蒲江こども園、竹野保育所、西浦保育所、森崎保育所が統合するため、定員の見直しを行いました。

※令和2年度以降、事業所内保育等を増やすことで、0～2歳児の定員を増やします。

(5) 3号認定(0歳児)の実績・量の見込み・確保方策

3号認定(0歳児)実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①実績【人】	64	45	58	48	44

3号認定(0歳児)量の見込み・確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市全域	①量の見込み【人】	95	91	86	82	79
	②確保方策	—	—	—	—	—

(6) 3号認定(1-2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

3号認定(1-2歳児)実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①実績【人】	521	511	488	510	507

3号認定(1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市全域	①量の見込み【人】	453	433	410	389	370
	②確保方策	—	—	—	—	—

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
実施か所【か所】	0	0	0	0	0

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【か所数】	1	1	1	1	1

※母子保健型

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
利用人数【人日】	21,008	19,892	14,849	17,668	-
実施か所【か所】	7	7	6	7	7

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み【人日】	25,812	24,600	23,316	22,188	21,204	
②確保方策	人数【人回/月】	25,812	24,600	23,316	22,188	21,204
	実施か所【か所】	7	7	7	7	7

※ニーズ調査より算出

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受診者数【人回】	5,859	5,559	4,330	4,668

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人回】	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757
②確保方策	4,524	4,304	4,082	3,900	3,757

※実績値より算出

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人】	451	457	405	350

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	348	331	314	300	289
②確保方策	348	331	314	300	289

※推計児童数を掲載

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人】	127	149	100	103

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	119	119	119	119	119
②確保方策【人】	119	119	119	119	119

※過去の実績平均値を計上

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人日】	11	31	21	4

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】	11	10	10	9	9
②確保方策【人日】	11	10	10	9	9

※ニーズ調査結果より算出

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（就学児）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人日】	122	19	45	337

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】	337	337	337	337	337
②確保方策【人日】	337	337	337	337	337

※過去の実績最大値を計上

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
在園児対応型【人日】	0	0	27,107	35,660
在園児対応型以外【人日】	643	462	470	823

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	在園児対応型【人日】	46,538	46,538	46,538	46,538	46,538
	在園児対応型以外【人日】	2,250	4,200	4,200	4,200	4,200
②確保方策	在園児対応型【人日】	46,538	46,538	46,538	46,538	46,538
	在園児対応型以外【人日】	2,250	4,200	4,200	4,200	4,200

※過去の実績値より算出

※令和2年10月から、さいき城山桜ホールで、一時預かり事業を実施するため、在園児対応型以外の量の見込み及び確保方策を増やしています。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用実人数【人】	219	324	231	287

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み【人】	512	481	453	423	404	
②確保方策	確保人数【人】	512	481	453	423	404
	か所数【か所】	10	10	10	10	10

※ニーズ調査結果より算出

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用実人数【人日】	528	469	461	269

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み【人日】	431	431	431	431	431	
②確保方策	確保人数【人日】	431	431	431	431	431
	か所数【か所】	1	1	1	1	1

※過去の実績平均値を計上

(11) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

事業実績

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
申請人数【人】（低学年）	589	587	600	661
申請人数【人】（高学年）	133	156	171	174
申請人数【人】（小学生）	722	743	771	835
申請人数【人】（幼稚園）	188	193	145	92

【量の見込み及び確保方策】

量の見込み及び確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	全体【人】	871	853	836	815	772
	低学年	690	676	662	645	611
	高学年	181	177	174	170	161
②確保方策	定員数【人】	1,105	1,105	1,105	1,145	1,145
	か所数【か所】	23	23	23	24	24

※過去の実績値より算出

※利用する児童数の増加に対応するため、支援の単位を1つ増やします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）です。必要に応じて検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るです。必要に応じて検討していきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割および推進方策

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保・幼・こ・小連携)について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至る子どもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019(令和元)年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、大分県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となります。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、大分県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、大分県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第6章 計画の推進

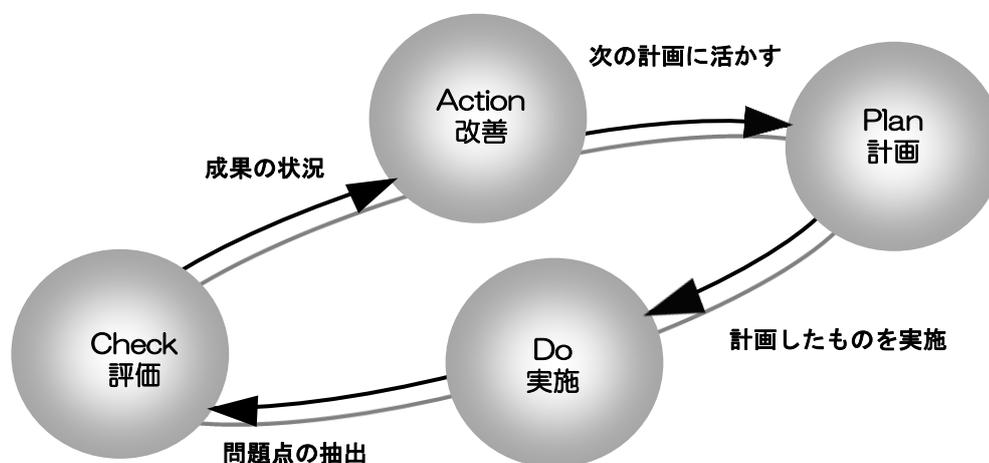
1 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画に基づく「教育・保育の量の見込み・確保方策」、「地域子ども子育て支援事業の量の見込み・確保方策」、「基本理念に基づく子育て・子育て施策」について、毎年の進捗状況をPDCAサイクルを用いて庁内で点検するとともに、佐伯市子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。

また、検証した結果に基づいて施策の見直しを行い、必要に応じて計画を修正していきます。

さらに、広報誌やホームページ、市が活用している様々な媒体を活用して、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。



2 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障がい福祉等、多様な関係機関との連携が必要です。

庁内においても各課で連携して横断的な施策に取り組むとともに、市民、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携をし、取組を広げていきます。

參考資料

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 26 号

改正 平成 26 年 6 月 27 日条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 77 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）第 21 条第 1 項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、佐伯市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 次世代法第 21 条第 1 項に規定する措置について協議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市における子ども・子育て支援（支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する施策及び次世代育成支援対策（次世代法第 2 条に規定する次世代育成支援対策をいう。）に関し必要な事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務に係る事項に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者
- (2) 子どもの保護者（支援法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）その他子ども・子育て支援に係る当事者
- (3) その他市長が認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができ、その後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又

は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部こども福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例の施行の日以後及び委員の任期満了の日後最初に招集する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成26年6月27日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐伯市子ども・子育て会議条例の規定により委嘱され、又は任命された佐伯市子ども・子育て会議の委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例による改正後の佐伯市子ども・子育て会議条例の規定により委嘱され、又は任命された佐伯市子ども・子育て会議の委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、旧委員の任期の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員のうちから互選された佐伯市子ども・子育て会議の会長及び副会長である者は、それぞれ新委員のうちから互選された佐伯市子ども・子育て会議の会長及び副会長とみなす。

(佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正)

4 佐伯市条例の廃止に関する条例(平成17年佐伯市条例第362号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

	委員名	組織の名称等	所属等
1	斎藤 潔	佐伯市医師会	西田病院
2	小田 剛史	佐伯商工会議所	小田開発工業（株）
3	藤原 薫	民生委員主任児童委員連絡会	主任児童委員
4	江藤 聖嗣	区長会連合会	八幡区長会長
5	尾崎 紀美子	公民館運営審議会	弥生地区公民館
6	中山 雄二	佐伯市校長会	東雲小学校校長
7	久保田 与治郎	保育所等(園長)	佐伯保育園園長
8	米田 美恵	保育所等(保育士)	ルンビニこども園主任
9	川村 将男	佐伯市PTA連合会	小学校
10	河合 良子	保育所等保護者	保育所等
11	大谷 慎之介	障がい支援相談員	相談支援事業所まるまる
12	東 雅子	母親クラブ	
13	富高 国子	児童クラブ	つるおか子どもの家
14	田中 努	子育て中の父母	
15	小野 沙織		
16	林 理恵		
17	疋田 利恵	大分県南部保健所	参事兼地域保健課長

《事務局》

福祉保健部こども福祉課

福祉保健部健康増進課

教育委員会教育総務課

教育委員会学校教育課

公立保育所（保育士）

公立幼稚園（教諭）

福祉保健部障がい福祉課

資料3 用語解説

	用語	意味
1	確保方策	供給量のこと。「量の見込み」に対応した「確保方策」を講じ、需要と供給を調和させていく必要がある。
2	教育・保育施設	小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきた。 新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」が加わった。 「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
3	くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が仕事と子育ての両立を図るための行動計画を定め、その目標を達成した場合に、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定すること。 認定された企業には、税制優遇制度がある。
4	合計特殊出生率	合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
5	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の付属機関)。
6	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律他の一部改正)
7	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
8	事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。 主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
9	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
10	スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。学校カウンセラーと呼ばれることもある。
11	スクールソーシャルワーカー	ソーシャルワーカーとは、主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家であり、スクールソーシャルワーカーは、その中で教育機関において当該の任に就く者のこと。資格要件は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者も含むなど、人材の専門性は様々である。
12	スクールロイヤー	(School Lawyer) 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士のこと。学校内で問題が起きた際に、弁護士会と教育委員会の連携のもと、学校に弁護士が派遣される制度をスクールロイヤー制度という。

13	地域型保育事業	施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う4つのタイプの事業がある。(法第7条)
14	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)
15	乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものこと。
16	PDCAサイクル	生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
17	保育	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育すること。 基本的に、乳幼児(つまり乳児及び幼児)を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
18	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設のこと。保育園という施設名及び呼称が使われることのある施設。法的には、0(産後57日目)～18歳までの児童を対象とした託児所。(0～6歳までが多い。) ※労働基準法による産後休暇:産後8週間=56日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育園と幼稚園は同じ目標を持つ。
19	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条) 【参考】認定区分 ・1号認定:満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども ・2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)
20	幼稚園	3歳から小学校入学前までの幼児を対象とした、学校教育法に基づいた学校の一種で、主に教育を行う施設。遊びを大切にしながら教育を行っている。
21	幼保連携型認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設(平成18年に導入)。 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。 (認定こども園法第2条) ※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。
22	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計したもの。
23	労働力率	労働力人口を15歳以上の人口で割ったものをいう。 労働力人口とは、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと。
24	ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

第 2 期 佐伯市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年～ 6 年度

発行：佐伯市

編集：福祉保健部 こども福祉課

住所：大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

TEL：0972-22-3111

FAX：0972-22-3124

ホームページ URL:<http://www.city.saiki.oita.jp/>

